

平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）会議録（第1日）

平成31年2月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 10 議案第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第6号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 議案第7号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
町長施政方針
- 17 議案第8号 町道路線の認定について
- 18 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 22 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第17号 平成31年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第20号 平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 31 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 32 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 33 議案第24号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 34 議案第25号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名

- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 10 議案第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第6号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 議案第7号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 町長施政方針
- 17 議案第8号 町道路線の認定について
- 18 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第17号 平成31年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第20号 平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 31 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 32 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
- 33 議案第24号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 34 議案第25号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 正 之	2 番	長谷川 正 信
3 番	玉 田 正 典	4 番	中 薮 清 志
5 番	堀 卓 史	6 番	藤 澤 元之介
7 番	福 井 輝 昭	8 番	平 田 孝 義
9 番	吉 田 日出夫	10 番	井 川 芳 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次

13番 井村 淳子
16番 森田 眞一

14番 橋本 恭子

会議に欠席した議員

15番 首藤 佳隆

会議に出席した事務局職員

局長 塩井 英裕
書記 宗藤 智洋

書記 森 文彰

説明のため出席した者の職氏名

町長 服部 千秋
教育長 寺田 寛文
生活福祉部長 岡田 俊彦
教育次長 木村 和義
監査委員 蓮本 了遠

副町長 名倉 嗣朗
総務部長 栄藤 雅雄
経済建設部長 八幡 充治
財政課長 嶋津 一弥

議長挨拶

○議長（森田眞一） 皆さんおはようございます。

本日、首藤議員からは病気療養のために欠席届が出ておりますので御報告を申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）が開会できますことは、町政進展のため、まことに御同慶にたえません。

今期定例会では、平成31年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。

さて、本年4月には平成が終わり、5月から新元号の新たな時代が幕を明けます。国における平成31年度予算編成は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、新・三本の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を一体的に推進することで成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す予算となっております。

本町においては、財政状況は依然として厳しいのですが、参画と協働の推進、少子・高齢化、人口減少への取り組みを初め、安心して安全なまちづくりのためにあらゆる英知を結集し、町の発展に努めていかなければなりません。議会といたしましても、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。

平成31年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞でございますけれども、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。平素は町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、予算案件として、平成30年度補正予算案7件、平成31年度当初予算案7件、そのほか条例案件8件、規約案件2件、その他案件1件の計25件の議案と人事案件の諮問1件及び同意1件の計27件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時05分）

○議長（森田眞一） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回太子町議会定例会（第478回町議会）を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田眞一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、玉田正典議員、中藪清志議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（森田眞一） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの29日間に決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（森田眞一） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等27件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成30年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名は、お手元に配りました一覧表のとおりでございます。このうち、蓮本了遠監査委員には本日のみの出席となっております。山本紀弘総務課長、森川勝税務課長、三木孝秀町民課長、首藤武司生活環境課長、藤野和徳社会福祉課長、杉原勝由高年介護課長には、定例会3日目の会議のみ出席を求めていますので御了承願います。

なお、蓮本了遠監査委員より、本日午後からの欠席届が出ておりますので御報告を申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（森田眞一） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から12月17日、12月25日、1月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 総務常任委員会の所管事務調査報告

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第5、総務常任委員会の所管事務調査報告を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 皆さんおはようございます。

それでは、報告させていただきます。

総務常任委員会所管事務調査報告書を読み上げ、報告といたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。財政力の強化。

2、調査年月日。平成30年6月7日（木）から平成31年1月10日（木）の間で計8回。

3、調査目的。財源確保。

4、調査の経過。調査中の課題について、下記のとおり報告する。

（調査詳細項目）。

(1)当町の分析。

（現状把握）。

①10年間の比較で医療費や扶助費が大幅に増え、歳出に大きく影響がある。

②財政力の強化をする方法の具体的方策が、当局には見当たらない。

③税収の増加については、固定資産税（土地、建物）と町民税は法律に左右される。

（課題）。

①住民福祉サービスを維持していく上で、今後さらなる財政負担が増える可能性がある。

②使用料の適正化を図り、施設の改修費や維持費との乖離を少しでも軽減する必要がある。

③都市計画法の線引きがあるため、太子町の計画に制限が出てくる。

（課題を克服するための方向性）。

①きめ細やかな住民サービスを行うためには財源の確保が必要であることから、トップの判

断、ビジョンを示すなど、大変重要である。

②税収の確保。滞納者には、分納誓約、差し押さえ、公売の強化をする必要がある。

③人口増加になるための施策を考える。また、宅地開発で一般住宅建設の促進を図り、定住化を促し努力することが町民税や固定資産税（建物、土地）の増収になる。太子町の場合、都市計画法の線引きで市街化区域と調整区域があり、法律の線引きに対する緩和措置、あるいは特別施策のような扱いを西播磨広域連合及び西播磨、東播磨、阪神地域の市町村長会で兵庫県に要望する必要がある。

④民間活力を利用して、行政がやるべきところを民間でできることは民間にする。

⑤企業が太子町に進出しやすい環境をつくり、商店の誘致や起業を促す。

⑥公共施設関連の投資が今後増加すると思われるため、年間投資額を減少させる。

(2)当局への質問事項。

当局に事前通知していた質問事項につき、回答説明を受けた。

(主な質疑応答)。

①当局に資料請求したJR網干駅西南地区に係る固定資産税（土地）の増収見込み額。

(回答)。

糸井区画整理事業に係る固定資産税例（地積200平方メートル、市街化編入）。

平成31年度（市街化田の場合）、課税標準額5万7,678円、税負担相当額800円、32年度（地目宅地にした場合）、課税標準額442万4,000円、税負担相当額6万1,900円、33年度（地目宅地にした場合）、課税標準額105万3,333円、税負担相当額1万4,700円。

※平成32年度の課税標準額は、負担調整措置として0.7乗じている。

※平成33年度の課税標準額は、小規模住宅用地特例として6分の1を乗じている。

②ふるさと納税の推進。

平成30年度4月から6月が昨年度と比較して件数や金額が増加した要因の質疑に、ふるさと納税ポータルサイトを今までの「さとふる」に「ふるさとチョイス」と「ふるぽ」を加え、寄付者の閲覧環境の拡大と制度への住民の関心の高まりによるものであるとの答弁があった。

③歳入確保方策の検討。

新たな歳入確保に向けて職員提案を募った結果、どこまで、どのような内容で検討が進んでいるのかの質疑に、総務課より今年2月に歳入確保の提案依頼を所属長に行い、所属、個人から78案の提出があり、事務局で整理して50案となった。今後、ヒアリング等を経て10月中旬に項目を決定したい。提案は、行政改革に既にある項目の強化が6項目、新規が38項目、見直しが6項目であった。

④当町の財政状況について。

財政状況（普通会計一般財源ベース）、普通会計関連基金の推移の資料提出があり、税金が増えたら地方交付税が減らされるのかの質疑で、町税の75%が基準財政収入済額になるので町税25%分は町の純然たる収入増になる。普通会計関連基金について、平成27年度に庁舎を建てたため、30億円キープしていたものが減り、今後は余り見込めないとの質疑に、27年度の庁舎建設基金を7億円繰り出して使用している、基本的にそれ以外の基金は残高キープしている、実質単年度収支はここ3年間赤字である。

5、調査の結果。

(結論)。

①税収確保のため、不納欠損や収入済額の抑制に努力し、税の公平性から滞納者に適正な徴収を行い、分納誓約、差し押さえ、公売、強制執行による税の回収等を徹底すること。

②光熱費削減の取り組みを先例として、他にも削減する方法を検討すること。

③町長みずから太子町のPRで外交努力をする必要がある。

(提言)。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

本町の将来的な財政見通しは、景気の動向等からも税の増収が見込めず、歳出面では、老朽化施設の長寿命化対策、年々増加が見込まれる社会保障関連の扶助費を初め、人件費、公債費など、義務的経費も高い水準で推移し、今後も厳しい財政状況が続くと思われる。

歳入の根幹である町税について、収入未済は催告、納税相談、財産調査、差し押さえ等を行い、不納欠損についても税の公平性の観点から徹底した調査の上、厳正に対処すること。

税収以外について、寄付金(ふるさと納税)について、今後も協力事業者と新たな特産品の開発や今年度の納税者に対してのアフターフォロー等、ふるさと応援寄付金事業の推進に努力されたい。また、使用料・手数料について社会情勢等を考慮し、原価主義と公平性の確保を図るため、条例を含め受益者負担のあり方を検討すべきだ。

太子町内を東西に貫く太子竜野バイパスとJR山陽本線が大阪・神戸方面への交通アクセスの利便性を高めており、通勤・通学や行楽等への移動が便利である。面積も22.61平方キロメートルとコンパクトな町であり、住みやすい、子育てしやすい、安全・安心なまちをPRして人口増加に努力するべきだ。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(森田眞一) 以上で総務常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長(森田眞一) 次に、日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、所管事務調査報告を読み上げ福祉文教常任委員会の報告といたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件名。

(1)小学校の環境整備について。

(2)給食センターのあり方について。

(3)子育て世代の支援について。

2、調査年月日。平成30年6月8日金曜日から平成31年2月13日水曜日の間で計10回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題3件について、以下のとおり報告する。

(1)小学校の環境整備について。

(調査詳細項目)。

太子町内4小学校の施設や備品等の環境整備及び小学校英語に関する現況を把握し、今後のあ

るべき姿について調査研究するため、7月14日から11月14日にかけて各小学校の視察を行い、校長、教頭、教育委員会管理課長等から説明を受け、4小学校に共通する課題として施設、遊具、備品等の経年劣化による損傷等が著しいことを確認した。

①施設の状況。4小学校とも6月の大阪北部地震を受けた対策としてブロック塀が撤去され、素早い対応がなされている。また、各小学校に共通するのは、校舎等の雨漏り、トイレの洋式化の遅れ、普通教室の空調設備の未整備やブランコの鎖、うんていの脚部等、遊具における鉄部分の経年劣化、また通用門や防球フェンスの鉄柱も劣化し危険であるということである。また、個別事項の一例としては、石海小学校のハトのふん害、太田小学校の北館全体の廊下の劣化等がある。

②備品の状況。斑鳩小学校保健室の消毒用の機器（オートプレート）は20年を超えて使用されており、容量も少なく使用時には水漏れがある。また、龍田、太田小学校では児童が直接触れる保健室備品類の多くが劣化している。

③英語の状況。英語のテキストとして3、4年生は「Let's Try」、5、6年生は「We Can」や「Hi Friends」等が使われ、またALTや外国語指導補助員らによる会話等の学習も行われている。教員も職朝時や職朝後にワンフレーズ会話に取り組む小学校もある。また、移行期間の30・31年度は、教員の英語教育リーダーの育成として文科省の「英語教育推進リーダー中央研修」を受けた者が西播磨地区で2年間、各小学校の外国語担当教諭に伝達講習会を行っている。平成27年に斑鳩小学校教諭1名が中央研修に参加している。

（委員からの意見）。

①施設の状況。

小学校の多くに雨漏り等が見られるなど、傷みが激しく老朽化している。早目の修理で腐食等への対応や大規模改修・建てかえ等が必要である。

危険ブロック塀の撤去の対応は早かったが、不審者等の侵入を防ぐためにもそれにかわるフェンス等の設置を急ぐこと。

ブランコ、うんてい等、遊具の経年劣化の腐食が見られ、安全面から危険性の高いものは使用禁止にして更新を急ぐこと。

紫外線防止用フィルムを張って夏場に窓をあけることができない特別支援学級では、人命にかかわることから最優先でエアコンを設置すること。

石海小学校体育館は、床のところどころにささくれが数カ所あり、至急改修が必要である。また、残っている和式トイレは悪臭等の苦情もあることから早急に洋式化を進めること。

石海小学校は、ハトの常習的な飛来があり、特に給食配膳室あたりのふん害は衛生上大問題である。

施設のバリアフリー化を進めること。

ブロック塀や経年劣化した遊具の交換等、急を要する備品関係を9月補正予算で迅速に対応したことは大いに評価できる。

②備品の状況。

一定年数を超えたものや劣化が進んでいるものは、適宜交換等をしていくべきである。

P T A会計からの支出で備品を購入しているものが見受けられるが、P T A会計の本来の目的とは相入れない点でもあるので、再考すべきである。

③英語の状況。

各小学校、平成32年度に向けて、それぞれ取り組みをされており、スムーズに対応できると思うが、ALTが少ないように感じる。

各学校の英語教育の取り組みは、模索をしながら職員で課題を共有して指導計画にのっとり前進しており、おおむね良好である。

（結論）。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

①施設の状況。

雨漏りや廊下の経年劣化による施設の老朽化やバリアフリー化への遅れ等、1日の大半を学校施設で過ごす児童の人命、安全優先の対応として、大規模改修を含む相当規模の改修や建てかえ等が必要である。また、学習環境の改善、衛生面の対応としてLED照明やトイレの洋式化への移行改善も必要である。運動場遊具については既存のものを計画的に修繕するとともに、時代に即したニュー遊具の新設も考慮すること。

②備品の状況。

教育現場における児童の保健・環境衛生は大切であり常に注意をすべきであるが、児童が直接触れる保健室の備品類の多くが劣化しており、他の小学校と差が出ないよう購入計画を立て、順次入れかえていくこと。

③英語の状況。

太子町独自の先進的な取り組みやグローバル化への対応等も含め、ALTの増員や平成32年度から本格実施される外国語授業の70時間確保に向けて、どのような時間割りになるのかを保護者等へ早目に説明会を設けること。

（提言）。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

①施設。雨漏り等の老朽化が激しく、バリアフリー化への対応の遅れやトイレの完全洋式化等もあり、大規模改修を含む相当規模の改修や建てかえ等が必要である。また、空調設備の普通教室への早期完全整備やブロック塀撤去後のフェンス等による早期復旧を図ること。

②備品。学校管理備品、特に保健室等の備品は学校要望に応え計画的に入れかえていくこと。

③小学校英語。グローバル化への対応等も含め、ALTの増員を図ること。

(2)給食センターのあり方について。

（調査詳細項目）。

新給食センター新築事業について、6月8日から11月14日まで計5回、以下のとおり購入予定の土地や基本設計、進捗状況の調査を行うため、当局に対して出席を求めるなど、説明及び質疑応答を行った。

①6月8日。教育委員会の行政報告で、給食センターの基本設計が終了したため、現状について図面等の映像をプロジェクター、参考資料を用いて説明があった。その内容は、用地・敷地面積、建屋の面積、その内容、また工事費の概算16億4,000万円（厨房機器・造成工事費税、税込み）であることや用地購入について、（株）東芝の自主検査による土壌汚染調査の結果で問題がないと判断した以降に個人の土地所有者と交渉に入ること、平成29年度繰越事業は31年3月末までに全て終了予定であることなどである。しかし、今回は基本設計の平面図等が紙媒体での提供がなく、7月、8月の委員会においても提出がなかったため、8月27日に臨時で委員会を開催することとし、当局の出席を求めた。

②8月27日。当局から、当設計は計画段階であり変更の余地があるため、確定に至った際に提出するとの説明があった。また、土壌汚染状況調査の検査結果としてヒ素とフッ素に基準値を超える結果が出て、用地図面で検出された場所等の報告を受けた。

③9月4日。当局から、食品を扱う工場施設であるため危機管理上、取り扱いに十分注意する

よう説明があり、基本設計が紙媒体で提出され確認を行った。

④10月26日。給食センター土壌調査による検査結果後の進捗報告として、当局より行政報告があり、臨時委員会を開催した。（株）東芝は土壌汚染指定区域指定解除に向けて土壌をのけていくが、費用が多額になると予想されるため、内部協議があることから、当町のスケジュールも考慮して、できれば10月中の回答を申し入れている。平成31年7月着工、32年2学期に給食開始というスタンスは変えていないと説明を受けた。

⑤11月14日。（株）東芝の回答について行政報告があった。土壌入れかえについては、総事業費が用地売却額以上になれば無理な話であるが、仮に100万円でも収入になれば売却するとの回答を得た。12月中にヒ素、フッ素が検出された16カ所のボーリング調査を行う。それで総事業費がわかるので、12月中に売却するかしないかを協議されると思われる。売却するとなれば、用地買収は土壌入れかえが終わった平成31年6月に議会の承認を得たい。また、工事着手は平成31年10月となり、1年後の32年9月末を目指して工事をする。そして、平成33年1月に給食開始を見込むとの説明を受けた。

（主な質疑）。

（株）東芝からの回答によっては、給食センター建設が御破算になることもあり得るのかとの質疑に、土壌をのけるのに1億円以上の費用がかかるかもしれないため、（株）東芝がどう判断するかであるとの答弁があった。

（委員からの意見）。

①給食センター建設事業スケジュール（平成29年10月11日福祉文教常任委員会資料）では、平成32年4月稼働とあり、33年1月稼働であれば、当初より9カ月遅れとなるが、現給食センターは老朽化で稼働がストップする可能性もあり、これ以上の遅れは許されない状況であると考ええる。また、基本設計の提出が遅れたことについて、明確な理由等がないままであったことは不信感を拭えない。少なくとも、所管する委員会を尊重すること。

②土壌汚染が判明し、用地購入の可否が先送りになっている。平成30年12月末までに汚染区域の土壌入れかえが可能かなど、（株）東芝からの返事待ちの状態が続いている。結果により今後のスケジュールにも大きく影響が出てくる。

（結論）。

委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

用地購入が決定しないまま、今日を迎えている。（株）東芝によるボーリング調査が11月26日から12月1日にかけて行われ、調査地点におけるヒ素、フッ素の汚染深度（1カ所再調査中）の調査結果が当局より報告された。この調査は（株）東芝による自主検査であるため、調査の信憑性について議論があるところだが、当局から公的機関の調査を受託する信用性の高い調査会社であるとの説明もあり、調査結果については委員会として受けとめる。今後、（株）東芝が土壌入れかえの費用を勘案しながら、用地を売却するかどうかは2月中に太子町に報告される旨説明があった。また、今後のスケジュール案も示されたが、当初計画の平成32年4月稼働が33年4月稼働予定と1年遅れである。現給食センターが設備の老朽化等で不安視される中、新給食センター竣工の遅延は給食の安定的な供給に影響を及ぼしかねないことから、早期建設に取り組むこと。

（提言）。

以上の結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

①新給食センターの一日も早い稼働のため、用地提供者である（株）東芝や他の個人地権者との十分な信頼関係に努めること。また、所管の委員会等への速やかな対応に努めること。

②沖代の（株）東芝用地が購入できないとわかった時点で、次の候補地選定に向けて速やかに

結論を出すこと。

(3)子育て世代の支援について。

(調査詳細項目)。

平成29年度開設の「子育て世代包括支援センターひだまり」・子育て支援ガイド・特定不妊治療費助成事業、不育症治療支援事業等の子育て支援について、調査を行うために当局へ出席を求め「子育て世代包括支援センター」の現状、取り組み等について説明を受け、質疑応答を行った。

(委員からの意見)。

①保健福祉会館内の「子育て包括支援センターひだまり」では、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口を設けて、専属保健師によるコーディネーターが対応しており、また「産前産後サポート事業」「産後ケア」を始めて一体的で充実した相談・ケア体制がとられていることは、子育て世代にとって大きなよりどころである。

②子育て支援ガイドについては、公共施設等の窓口で配布しているが、ホームページからでも見ることができる。しかし、その該当ページを探すのが大変であり、探しやすくするための改善が必要である。

③4月現在で47人の待機児童が出ている。当町は平成31年度に3歳児保育を2幼稚園で試行を開始するものの、1、2歳児の待機児童の解消に向けて方策が必要である。

(結論)。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

一度の調査であるので明確な結論、提言には至らないが、核家族化や地域コミュニティが不在となっている今、産前・産後から子育て支援する体制が身近にあることは、子育て世代の安心や少子高齢化、人口減少の歯どめにつながり、意義があると考えられる。

以上でございます。

○議長(森田眞一) 以上で福祉文教常任委員会委員長福井輝昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 質疑なしと認めます。

~~~~~

## 日程第7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長(森田眞一) 次に、日程第7、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 それでは、所管事務調査報告書を読み上げ、経済建設常任委員会の報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告とします。

1、調査事件。空き家などの活用による良好な商業環境の構築。

2、調査年月日。平成30年6月11日月曜日から平成31年2月12日火曜日の間で計8回。

3、調査目的。本町の産業政策として、地域産業の活性化に求められるものとして課題調査項目である「空き家などの活用による良好な商業環境の構築」について、最終目標である「地域産業(中小企業)の振興」で雇用維持・増加を目指すための方策について、先進地事例である「丹

波市中小企業・小規模企業振興基本条例」を調査・研究する。

#### 4、調査の経過。調査中の課題について、以下のとおり報告する。

（調査詳細項目）。

（現状の課題）。

本町では、町の中心部に大手電機メーカーの工場が立地し、東西軸（国道179号線）沿いに広域圏をマーケットとする沿道型の商業サービス施設が集積し、斑鳩寺を中心として栄えてきたが、旧市街地の拠点性が低下し、かつての町のにぎわいも失われつつある。中心部においては、古くからのすぐれた歴史・文化的要素と町の活力につながる新たな交流機能の融合と相乗効果による拠点性と地域振興が求められている。また、多世代の方々が暮らしやすい生活圏の形成のため、小規模事業者の商業集積とあわせて、個性的で魅力的な小規模企業と共生した住環境が望まれる。

平成27年度に実施した「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」策定のためのアンケートでも、買い物などに便利な小売業やサービス業が多く出店した町を14.8%の比率で町の将来像の重点施策として望まれている。事業数は昭和56年の929社から平成26年の1,268社と36.5%の伸びを示しているが、従業者数10人以下の小規模企業者は985社と77.7%と高い比率となっている。働いている従業員数も1万2,925人の総数に対して3,115人と24%を占めている。

（課題）。

近い将来、人口減少が進む中、生産力の低下と縮小は避けられないが、町民の生活水準を継続的に維持向上させる新たな方策が求められるも、年少人口率（15歳未満の人口）も高いため、危機意識は薄い。

課題を克服するための方策。

①中小企業振興条例の制定に向けて調査し検討する。

②産業振興会議の設置（現場の声を聞き、救い上げる）が必要。

#### 5、調査の結果。

（結果）。

継続的な町の活性化のためには小規模企業者の振興が重要であり、地域経済にとって重要な役割を果たしている小規模事業者の活動は、従業員の所得や雇用、消費など住民生活に大きな影響を与えるものである。こうした中、太子町の発展に大きくかわる中小企業振興・内発型産業振興策を実施していくためにも、その位置づけを明確にし、発展の方向を示す「中小企業・小規模企業の振興基本条例」は意義を持つものであり、10年先を見据えた条例を制定し、中小企業及び小規模企業の産業振興を進める必要がある。

丹波市行政視察での調査内容として、①「中小企業・小規模企業振興基本条例」の策定の経緯や必要性について、丹波市では事業所の大多数は中小規模の零細企業であり、市の地域経済にとっては重要な役割を果たしており、10年先を見据えて発展させるためには中小規模の零細企業の振興が重要であると考え策定を行い、議会発議であるも、当局担当課との協議や商工会からの意見聴取などを行い、約半年かけて条例案を策定し、条例提案を行った。

②基本条例の果たす役割、効果については、行政が丹波市の実情に適した産業振興・中小企業施策を実施する根拠となり、継続的で系統的に成果を上げる施策の実施や、そのために必要な予算確保の担保となる。また、産業振興会議の設置など、市民参加型の推進体制を築くことにより、現場のニーズに沿った施策が可能になるとともに若手産業人の育成など、地域の次代を担う人材の育成の場にもなることが検証できた。

（提言）。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割とあり方について、町、議会、事業者、地域経済団体等及び町民が共通認識を持ち、協働による中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを実施していくことが重要である。町は、事業者、地域経済団体等及び町民と連携を図りつつ、中小企業・小規模企業の振興を町政の重点課題と位置づけ、振興に向けて基本理念を明らかにし、地域全体で共有しつつ、地域社会の発展と町民生活を豊かにする施策として総合的に実施するため、条例の制定を提言する。

（目的）。

町の中小企業・小規模企業施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域産業及び地域経済の発展を促し、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本方針）。

「太子町の力を活かした創意ある元気なまち」の実現を目標とし、中小企業者・小規模企業者みずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を町、事業者、地域経済団体等及び町民の連携と協働のもとに一体となって推進することを基本とする。また、グローバル化の進展も視野に入れ、国、県、その他公共団体と連携を図りながら推進するものとする。

（基本的施策）。

上記の目的を達成するため、基本方針に基づき、次の主な３点の施策を行うこと。

- (1)各産業の交流、連携及び協働による支え合いづくりのための施策。
- (2)町内商工業の活性化の推進及び町内経済の循環を促進するための施策。
- (3)学校教育における勤労観及び職業観の醸成のための施策。

以上です。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森田眞一） 以上で経済建設常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（森田眞一） 次に、日程第 8、諮問第 1 号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第 1 号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の赤松章子氏が平成31年 9 月30日付をもって任期満了となります。赤松氏は平成28年10月 1 日より、人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

赤松氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説

明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第9 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（森田眞一） 続いて、日程第9、同意第1号町医の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第1号町医の委嘱につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

町医の開発直樹氏より平成31年3月31日をもって辞職したい旨の申し出がありましたので、その後任として、たつの市・揖保郡医師会より御推薦をいただきました姫路市在住の開発直明氏に委嘱したため、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第2条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

開発氏は参考資料として添付している経歴調書のとおり、医師として豊富な経験をもとに、現在太子町太田1517番地1、開発医院において開業医として町民の皆さんの健康維持に努めていただいております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（森田眞一） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に福井輝昭議

員及び平田孝義議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(森田眞一) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(森田眞一) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(森田眞一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

福井輝昭議員及び平田孝義議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(森田眞一) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票、反対 0票。

以上のとおり賛成全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(森田眞一) お諮りいたします。

本日の日程第10、議案第1号から日程第34、議案第25号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田眞一) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

○議長(森田眞一) 日程第10、議案第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,468万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を116億2,429万4,000円とするものであります。

歳入予算については、町税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税、県支出金、財産収入、町債の追加と地方譲与税分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入の減額であります。

歳出予算につきましては、民生費、商工費、教育費の追加と議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を13事業追加しております。

また、地方債の補正については1事業を追加し、5事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 総務部長。

○総務部長（栄藤雅雄） 議案第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては、一般職級で86万円、職員手当等につきましては時間外手当等の増減によりまして33万1,000円の追加となっております。共済費、退職手当組合特別負担金等を含めました一般会計の人件費総額では1,068万4,000円、特別会計、事業会計を含めました全会計の人件費は1,085万9,000円の追加でございます。人件費につきましては、以降の説明を省略させていただきます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節7賃金、嘱託事務員賃金10万3,000円の減額につきましては、嘱託事務員の退職による減額でございます。節9旅費、費用弁償及び普通旅費につきましては、決算見込みによる減額でございます。節11需用費、印刷製本費40万円につきましては、議会だより臨時号の発行がなかったことによる減額でございます。節13委託料35万円の減額につきましては、反訳ページ数及び議会中継時間数の減に基づきまして減額するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節11需用費、燃料費15万円につきましては、公用車のガソリン使用料の減によるものでございます。節18備品購入費18万円の減額につきましては、公用車購入に係ります入札残額を減額するものでございます。

目6企画費、節8報償費、ふるさと応援寄付謝礼5,000万円の減額につきましては、ふるさと応援寄付金の減額に伴いまして返礼品に係る経費を減額するものでございます。節12役務費、手数料56万9,000円、節13委託料1,581万9,000円の減額につきましても、収納手数料及び発送等の業務委託料を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金、民営乗合バス運行補助金11万2,000円の減額につきましては、交付決定によるものでございます。

目7電子計算機費、節11需用費、消耗品費60万円、節13委託料、システム保守委託料94万4,000円の減額につきましては、契約額の精査によるものでございます。節14使用料及び賃借料75万8,000円の減額につきましては、機器リース料及び光ケーブル借料の契約差額でございま

す。

目13基金費につきましては、基金利子の積み立て及びふるさと応援寄付金の減によりまして、ふるさと応援基金積立金を減額するものでございます。

項2徴税費、目1税務総務費、節7賃金、嘱託職員賃金18万2,000円の減額につきましては、嘱託職員の病気休暇による減額でございます。

31ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、国民健康保険特別会計補正予算に伴う繰出金を減額するもので、目2老人福祉費及び目4後期高齢者医療費につきましても介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正による繰出金の追加でございます。

目3高齢期移行者医療費、節20扶助費、高齢期移行者医療扶助費118万6,000円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。

目6障害者福祉費、節20扶助費につきましては、障害福祉サービスの利用が当初見込みを上回ったため、補装具費として336万円、介護給付費に459万5,000円、訓練等給付費に299万1,000円を追加しております。

目7障害者医療費、節12役務費につきましては、件数の増に伴う追加でございます。また、節20扶助費につきましては、各医療扶助に係ります決算見込みによるものでございます。

目8国民年金費、節23償還金利子及び割引料29万4,000円につきましては、国民年金事務費にかかります平成29年度の補助金額が確定したため、その返還をするものでございます。

目9保健福祉会館管理費、節11需用費、光熱水費200万円の減額につきましては、決算見込みによる電気料金の減額でございます。

33ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節7賃金182万8,000円の減額につきましては、保育士の勤務時間が見込みを下回ったことによる減額でございます。

目5児童措置費、節20扶助費、児童手当2,365万5,000円の減額につきましては、児童数による決算見込みによるものでございます。

目6乳幼児等医療費、節12役務費につきましては、件数の増に伴う追加でございます。節20扶助費、乳幼児等医療扶助費371万円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節7賃金、嘱託保健師賃金25万3,000円の減額につきましては、嘱託保健師の退職によるものでございます。

目2予防費、節11需用費、印刷製本費34万4,000円の減額につきましては、健診申込書等の契約残の減額でございます。節13委託料920万円の減額につきましては、各予防接種、健診委託料の決算見込みによる減額でございます。

35ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節13委託料、妊婦健康診査委託料310万円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。節20扶助費につきましては、決算見込みによる未熟児養育医療扶助費93万8,000円の減額と、特定不妊治療費が当初見込みを上回ったため、92万2,000円を追加するものでございます。

目4環境衛生費、節13委託料、鳥害対策委託料132万9,000円の減額につきましては、ふん害の状況から実施を見送ったものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、県営事業の片吹頭首工の撤去に係ります事業負担金536万円及び岩見構下地区のほ場整備に係り

ます事業負担金110万円を減額するものでございます。

目7 国土調査費、節13委託料、地籍調査事業委託料9万2,000円及び地籍調査支援システム更新委託料37万8,000円につきましては、入札残を減額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

款7 商工費、項1 商工費、目7 プレミアム付商品券発行事業費につきましては、本年10月からの消費税率の引き上げによる低所得者、子育て世帯への影響緩和と消費の喚起を目的としましたプレミアム付商品券を発行するため、節11需用費、印刷製本費206万2,000円を追加するものでございます。この予算額につきましては、国の補正予算による通知額を計上いたしております。繰越明許費の追加によりまして、翌年度に繰り越すものでございます。この補助率は10分の10となっております。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、節7 賃金、嘱託作業員賃金78万5,000円の減額につきましては、採用に至らなかったため減額するもので、節13委託料、橋梁定期点検業務委託料3,500万円の減額につきましては、定期点検作業におきまして太子陸橋修繕工事の足場を利用したことにより減額するものでございます。

目3 生活道路整備事業費、節13委託料、測量登記委託料40万4,000円の減額につきましては、庁舎南交差点の歩道整備に係ります測量委託料の契約残による減額でございます。

目4 幹線道路整備事業費、節13委託料、網干線外用地交渉業務委託料540万円、節17公有財産購入費、網干線外道路用地購入費1億3,442万7,000円、節22補償・補填及び賠償金、網干線外物件補償費7,627万9,000円につきましては、事業の進捗にあわせて用地交渉が合意に至らなかった事案につきまして、それぞれ減額するものでございます。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節1 報酬、空き家等審査会委員報酬10万1,000円の減額につきましては、空き家対策計画策定に時間を要し、審査会の開催に至らなかったため、減額するものでございます。

39ページをお願いいたします。

節7 賃金、嘱託事務員賃金17万円の追加につきましては、職員の育児休暇の取得によりまして嘱託事務員の雇用によるものでございます。節19負担金・補助及び交付金の各補助金の減額につきましては、申請数が当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。

目4 公園事業費、節13委託料、総合公園工事監理業務委託料170万円及び節15工事請負費、総合公園整備工事費6,233万円の減額につきましては、国の内示額に基づきまして整備年次計画を再検討し、自然観察センターを延期、園路等の整備を実施したことにより減額するものでございます。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、西はりま消防組合負担金の確定により2,192万7,000円を減額いたしております。

目2 非常備消防費、節8 報償費、消防団員退職報償金404万7,000円の減額につきましては、退団者数の確定による減額でございます。

目3 消防施設費、節19負担金・補助及び交付金、消防施設整備費補助金50万円の減額につきましては、自治会からの申請数により減額するものでございます。

目7 災害対策費、節13委託料、防災行政無線設計業務委託料500万4,000円の減額につきましては、入札差額を減額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節15工事請負費、空調設備設置工事費につきましては、国において猛暑に起因する熱中症対策のため、空調設備の整備に係ります交付金が創設

されたところでございます。本町におきましても、安全・安心な教育環境の構築のため、全ての小・中学校、幼稚園に当該交付金を活用してエアコンを設置するため、小学校費に3億2,200万円、中学校費に1億3,750万円、幼稚園費に1億980万円、合計5億6,930万円の設置工事費を追加し、また繰越明許費を設定しております。なお、補助率は補助の配分基礎額の3分の1、町負担分に係ります地方債の起債充当率につきましては100%でございます。太田小学校防球フェンス設置工事費700万円の減額につきましては、入札差額を減額するものでございます。

目2教育振興費、節20扶助費、要保護・準要保護児童援助費110万7,000円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費につきましては、当初予定しておりました太子東中学校大規模改造事業が補助採択されませんでしたので、当該事業に係ります節13委託料835万円及び節15工事請負費3億3,000万1,000円を減額するものでございます。なお、節15工事請負費、空調設備設置工事費につきましては、東西両中学校のエアコン設置費1億3,750万円を追加しております。

目2教育振興費、節13委託料、外国語指導業務委託料126万8,000円の減額につきましては、契約差額を減額するものでございます。節20扶助費、要保護・準要保護生徒援助費126万9,000円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費、空調設備設置工事費につきましては、全幼稚園のエアコン設置費1億980万円を追加いたしております。

43ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節8報償費80万円の減額につきましては、放課後子ども教室の従事者謝礼を決算見込みにより減額するものでございます。

目7会館管理費、節11需用費、光熱水費50万円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。節15工事請負費、トイレ改修工事費54万5,000円の減額につきましても、入札残の減額でございます。

目10地域交流館費、節7賃金、嘱託職員賃金103万3,000円の減額につきましては、嘱託職員の育児休暇の取得に係ります減額でございます。

項6保健体育費、目2体育館費、節13委託料の減額につきましては、清掃点検業務等の決算見込みによる減額及び来年度に予定しております耐震補強工事のための耐震補強実施設計業務委託料の入札残937万4,000円を減額するものでございます。節18備品購入費24万円の減額につきましては、マイク設備等の契約残の減額でございます。

目3総合公園管理費、節11需用費、光熱水費100万円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。節13委託料、総合公園維持管理委託料85万円の減額につきましては、開園日数に応じた決算見込みによる減額でございます。節18備品購入費、自動車購入費28万1,000円及び、次のページ、45ページの陸上競技用備品購入費15万4,000円の減額につきましては、公用車及び競技用台車等の契約残額を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、13ページをお願いいたします。

款1の町税、款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、続きまして15ページの款6地方消費税交付金、款10地方交付税につきましては、それぞれ決算見込みによる増減でございます。

15ページの款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金につきましては、私立保育所入所児童の階層区分の移動等による減及び児童数の見込みによる受託運営費負担金の減額でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1民生使用料につきましては、斑鳩保育所入所児童の階層区分の移動等による減額でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金及び17ページ、項2国庫補助金の増減につきましては、歳出のほうで説明いたしました事業に伴う補正及び交付決定による増減、過年度の精算等による追加でございます。

19ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金及び21ページ、項2県補助金の増減につきましても、先ほどの国庫支出金と同じく同様の理由で計上をいたしております。

21ページでございますが、款16財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、各基金から生じる利子の追加でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄付金の決算見込みにより1億2,000万円を減額いたしております。

23ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億5,456万1,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

目2ふるさと応援基金繰入金6,638万8,000円の減額につきましては、ふるさと応援寄付金の減額に伴いまして当該基金を財源といたしております返礼品等の経費について減額するものでございます。

項2特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金93万円の追加につきましては、墓園事業特別会計の繰越金の補正による追加でございます。

款20諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子及び項4雑入、目2雑入につきましては、決算見込みによる増減でございます。

25ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、歳出で御説明をいたしました事業によるものでございますが、国の補正予算によるブロック塀対策、学校への空調に係ります町債につきましては、目5教育費、節1学校建設事業債においてブロック塀対策に2,020万円、空調設備の整備につきましては総額4億2,640万円を追加いたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページでは、繰越明許費の補正の表でございます。事業の進捗等によりまして、新元号対応システム改修事業費、個人番号カード交付事業、プレミアム付商品券発行事業、太子陸橋修繕事業、網干線外道路整備事業、小学校空調設備設置事業、小学校フェンス等設置事業、太田小学校防球フェンス設置事業、斑鳩小学校用地購入事業、中学校空調設備設置事業、幼稚園空調設備設置事業、龍田公民館事務所雨漏り改修事業、石海公民館耐震補強外改修事業、この13事業を追加いたしております。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、ブロック塀対策、空調設備に係ります学校建設事業を追加いたしております。また、道路橋りょう事業、都市計画事業、消防防災設備整備事業、学校建設事業、社会教育施設整備事業、この限度額を変更いたしております。

以上で議案第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 2 号 平成 3 0 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第11、議案第 2 号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 2 号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億62万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、諸収入の追加と県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、保健事業費、公債費の減額であります。

詳細につきましては、生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（岡田俊彦） それでは、議案第 2 号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算において決算見込みによる職員手当等の減額、保険給付費の高額療養費の追加、出産育児一時金及び葬祭費の減額、特定健康診査等事業費の減額であります。また、平成29年度高額医療費共同事業負担金、交付額確定等による償還金を追加しております。

歳入予算においては、県より交付される特定健康診査等負担金の交付決定による減額、同じく交付決定による保険基盤安定繰入金の減額、歳出側の職員手当等の減に伴う職員給与費等繰入金の減額、歳出側の出産育児一時金の減に伴う出産育児一時金繰入金の減額、決算見込みによる一般被保険者延滞金、一般被保険者第三者納付金の追加を行う補正であります。

それでは、歳出から御説明いたします。

10ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、人件費補正として30万円を減額しております。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費につきましては、決算見込みにより一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて258万円を追加しております。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金につきましては、決算見込みにより168万円を減額しております。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費につきましては、決算見込みにより90万円を減額しております。

款 4 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費につきましては、決算見込みにより169万5,000円を減額しております。

款 5 基金積立金につきましては、基金利子積み立て及び歳入歳出調整として150万3,000円を追加しております。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、項 3 償還金につきましては、平成29年度高額医療費共同事業負担金の交付額決定による返還金、現年分の不当利得返還金及び第三者徴収金返還金として186万9,000円を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金につきましては、特定健康診査等負担金の交付決定により125万2,000円を減額しております。

款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては、基金利子37万8,000円を追加しております。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金につきましては、交付決定により338万1,000円を減額しております。節 2 職員給与費等繰入金につきましては、歳出の総務費において人件費を減額したことから、人件費分と同額の30万円を減額しております。節 3 出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出の出産育児一時金を減額したことから、この3分の2となる112万円を減額しております。

款 7 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより200万円を追加しております。

項 3 雑入、目 2 一般被保険者第三者納付金につきましては、決算見込みにより250万6,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ116万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億62万7,000円とするものであります。

以上で平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第12、議案第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億5,072万7,000円とするものであります。

歳入予算については、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入の追加と保険料、国庫支出金、支払基金交付金、財産収入の減額であります。

歳出予算においては、保険給付費、基金積立金、諸支出金の減額、総務費、地域支援事業費の財源更正であります。

詳細につきましては、生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（岡田俊彦） それでは、議案第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では介護給付費の見直しに伴う国及び支払基金の負担金及び交付金の見直し、国の保険者機能強化推進交付金の新設、また財源調整としての一般会計繰入金及び介護

給付費準備基金繰入金の補正を行うものでございます。

歳出では、介護給付費の精査、準備基金及び償還金の確定による補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、介護保険システム改修補助金の確定に伴い、一般財源の振りかえによる財源更正をしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費につきましては、介護給付見込み額の見直しにより節19負担金・補助及び交付金で1,688万6,000円を減額しております。

目2 予防サービス費では753万4,000円、目3 高額介護サービス費では39万円、目4 特定入所者サービス費では32万2,000円、目5 審査支払手数料では5万3,000円を、介護給付見込み額の見直しにより各目の節19負担金・補助及び交付金で追加をしております。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費につきましては、国・県及び支払基金の交付金の見直しにより一般財源の振りかえによる財源更正をしております。

16ページをお願いします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費につきましては、国・県及び支払基金の交付金の見直しにより一般財源の振りかえによる財源更正をしております。

款5 基金積立費、項1 基金積立費、目1 基金費につきましては、積立金額の見直しにより介護給付費準備基金積立金で146万5,000円を減額しております。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金につきましては、地域支援事業費の返還額が確定したため、409万3,000円を減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料につきましては、徴収額の見直しにより389万円を減額しております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 手数料につきましては、介護保険サービス事業者指定申請等手数料7万5,000円を追加しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、変更申請決定額の確定に伴い1,966万1,000円を減額しております。

項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金につきましては、変更申請決定額の確定に伴い402万5,000円を追加しております。

目3 事務費交付金につきましては、介護保険システム改修費補助金の確定に伴い51万6,000円減額しております。

目5 保険者機能強化推進交付金につきましては、今年度新たに設けられた交付金でありまして、交付額の確定に伴い524万8,000円追加しております。

10ページをお願いします。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金につきましては、変更申請決定額の確定に伴い2,688万3,000円を減額しております。

目2 地域支援事業交付金につきましては、変更申請決定額の確定に伴い278万1,000円を減額しております。

款6 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金につきましては、変更申請決定額の確定に伴い53万8,000円の追加をしております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金預金利子で1,000円を減額しております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、保険給付事業繰入金として2,402万3,000円を追加しております。

12ページをお願いします。

款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、積立見込み額の確定により520万4,000円を追加しております。

款10諸収入、項 2 町預金利子、目 1 町預金利子につきましては、決算見込み額の確定により 2 万8,000円を追加しております。

款10諸収入、項 3 雑入、目 2 第三者納付金につきましては、決算見込み額の確定により44万6,000円を追加しております。

以上で議案第 3 号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第 13 議案第 4 号 平成 30 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第13、議案第 4 号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 4 号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,432万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を 4 億3,500万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては、生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（岡田俊彦） それでは、議案第 4 号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳出につきましては決算見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

歳入につきましては、決算見込みにより保険料等一般会計繰入金を追加するものであります。

それでは、歳出から説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成30年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を1,421万7,000円追加しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、平成30年度の保険基盤安定負担金が確定したため、11万円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、目 1 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額収納状況等を勘案し、決算見込みをしました結果、特別徴収分で2,112万2,000円追加、普通徴収分で740万5,000円減額、滞納繰越分50万円を追加しております。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、平成30年度の保険基盤安定負担金の確定により11万円追加しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 1 4 議案第 5 号 平成 3 0 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第14、議案第 5 号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 5 号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,342万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料において応募基数が当初見込みを下回ったことにより墓園永代使用料を71万4,000円減額しております。また、繰越金につきましては、平成29年度の繰越金の確定により180万円追加しております。

次に、歳出予算としましては墓園事業費一般管理費において、一般会計への繰出金を93万円追加しております。また、墓園管理費の修繕料、委託料、積立金では、決算見込みにより合わせて15万6,000円追加しております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時58分）

○議長（森田眞一） 再開いたします。

~~~~~

日程第 1 5 議案第 6 号 平成 3 0 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（森田眞一） 次に、日程第15、議案第 6 号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 6 号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、第 2 条におきまして収益的支出の第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用に764万4,000円を追加し、下水道事業費用の総額を13億2,444万円とするものです。これに

伴いまして、第5条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」である職員給与費の総額を6,733万円に改めております。

次に、第3条におきましては、第1款資本的収入、第3項企業債に610万円を追加し、資本的収入の総額を7億3,051万8,000円としており、一方第1款資本的支出、第1項建設改良費に610万9,000円を追加し、資本的支出の総額を10億6,192万5,000円としております。

詳細につきましては、経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第6号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算について説明申し上げます。

今回の補正予算は、人件費及び事業経費、企業債の補正でございます。

第2条におきまして、収益的支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用に764万4,000円を追加し、下水道事業費用の総額を13億2,444万円としております。これに伴いまして、第5条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります職員給与費を68万7,000円を追加しております。

補正予算の内訳といたしましては、5ページをごらんください。

収益的支出の目管渠費、総係費のそれぞれにおいて、時間外勤務手当10万円の減額、総係費の退職手当組合負担金は再計算によりまして特別負担金88万7,000円を追加しております。

次に、目減価償却費は無形固定資産減価償却費695万7,000円の追加でございます。これは補正予算第1号で開始貸借対照表に計上した期首残高の再計算によりまして修正が必要となったものでございます。これに伴いまして、6ページのキャッシュ・フロー計算書、7ページの開始貸借対照表につきましても補正いたしております。

1ページにお戻りください。

次に、第3条におきましては、第1款資本的収入、第3項企業債に610万円を追加し、資本的収入の総額を7億3,051万8,000円としております。

一方、第1款資本的支出、第1項建設改良費に610万9,000円を追加し、資本的支出の総額を10億6,192万5,000円としております。

補正予算の内訳といたしましては、5ページをごらんください。

資本的支出の項建設改良費、目流域下水道事業建設負担金610万9,000円の追加は、県が国の第2次補正によりまして追加する揖保川流域下水道事業施設整備にかかわる市町負担金の増額によるものでございます。

これに伴いまして、款資本的収入、項企業債、目企業債におきまして、市町負担金に係る流域下水道事業債を610万円追加しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第7号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第16、議案第7号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第7号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）につ

いて、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

その内容としましては、第2条におきまして収益的支出の第1款事業費用、第1項営業費用を21万1,000円減額し、事業費用の総額を5億2,147万1,000円とするものです。これに伴いまして、第3条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」である職員給与費の総額を6,449万4,000円に改めております。

補正予算の内訳としましては、4ページをごらんください。

目原浄水費の手当において、時間外勤務手当を20万円減額しております。また、目総係費の法定福利費において、社会保険料を1,000円追加しております。これは保険料率変更に伴うものでございます。そして、退職手当組合特別負担金を1万2,000円減額しております。これは再計算による減でございます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時00分）

○議長（森田眞一） 再開をいたします。

~~~~~

#### 町長施政方針

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第17、議案第8号町道路線の認定についてであります、お諮りいたします。

ここで町長より平成31年度の施政方針の説明を伺いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。それでは、町長より施政方針の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（服部千秋） 本日、平成31年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げ、町議会議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

皆様御承知のとおり、来る2022年の聖徳太子没後1400年に向けて、聖徳太子1400年プロジェクトが立ち上がり、さまざまな事業が展開されています。「和を以て貴しとなす」の精神のもと、仲よく、楽しく、地域全体でを合い言葉におたいしマルシェやふくしフェスティバルなどの各種イベント、太子高校着つけ部による小中学生への浴衣の着つけ、町民の皆様の手によって描かれた斑鳩寺三重の塔の絵画など、多くの方々のアイデアと熱意によりすばらしい事業が数多く実施されています。イベントを楽しめる町民の皆様の笑顔、イベントを実施するスタッフの方々の笑顔、お客様とスタッフの方々の語らいから生まれる新たな交流、それらの1つ1つがふるさと太子の新たなまちづくりを生み出す鼓動であるかのように感じました。

人口減少・少子・超高齢社会を迎える中、都市部へ人口が集中する一方、地域社会は今後衰退していくのではないかという危機感が全国的に広まっています。しかし、聖徳太子1400年プロジェクトのように、住民の皆様が手を取り合い、協働することができれば、にぎわいと安らぎが生まれ、持続的で活力ある地域社会が実現できるものと私は信じています。町民の皆様のふるさと

太子を愛する思いをしっかりと受けとめ、住民、議会、行政の協働によりまして躍動するふるさと太子のまちづくりを推し進めてまいります。

さて、平成31年度は、第5次太子町総合計画の最終年度に当たります。「和のまち」太子を掲げてまちづくりに取り組んできたこの9年間、皆様には町の変化はどのように映っているでしょうか。高齢化が進む中、高齢者見守りネットワークの構築や高齢者等の買い物支援など、安心して老後が迎えられるまちづくりを進めてまいりました。また、少子化が課題となる中、認定こども園の開設や中学3年生までの医療費完全無料化など、子供たちの笑顔があふれるまちづくりを進めてまいりました。東日本大震災や豪雨災害など、全国的に頻発する自然災害に対しては、発災型防災訓練の実施やたいし安全安心ネットの運用開始など、自助、共助、公助の防災体制を築いてまいりました。そして、平成27年には新たな行政サービスの提供拠点、地域交流の拠点として太子町新庁舎を開庁いたしております。和のまち太子の実現に向け、町民の皆様、町議会議員の皆様と手を携えて歩んできた成果が現在のまちの姿であります。現総合計画の計画期間も残り1年となりました。現計画が掲げるまちの将来像を実現できるよう、町民の皆様、町議会の皆様と手を取り合い、町職員と一体となって町政運営に取り組んでまいります。どうか引き続きの御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要施策の概要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げておりますまちの将来像の政策項目に沿って申し述べます。

初めに政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりに向けた取り組みといたしまして、町民一人一人が生活習慣病などの疾病予防や介護予防など、健康についての正しい知識を身につけ、健康づくりへの意識が高められるよう健康講座などの健康教育や健康相談を行います。また、ラジオ体操の普及による健康の保持、増進を図るため、NHK放送の講師を招き、ラジオ体操講習会を開催します。2日間にわたる講習のうち、実際にラジオ体操を行う2日目は聖徳太子1400年プロジェクトとしても位置づけ、斑鳩寺で実施します。

第2点、スポーツの振興に向けた取り組みとしまして、年齢、体力、経験等に関係なく、生涯にわたってスポーツを楽しんでいただけるよう、指導者バンク登録者などによるスポーツ体験教室を開催します。また、プロや実業団などからレベルの高い選手や指導者を招いて子供たちを指導していただく夢チャレンジスポーツ教室を開催します。第一線で活躍する選手や指導者から直接指導を受けることでスポーツを通して夢に挑戦する子供たちを応援いたします。また、建設より40年が経過した町民体育館につきましては、町民の皆様に安全に利用していただくよう耐震改修工事を行います。

第3点、保健・医療サービスの充実に向けた取り組みとしまして、40歳以上の方を対象とした特定健診に加え、20歳から健診を受診できる体制を継続し、早期からの生活習慣病予防に取り組めます。あわせてがん検診、歯周病検診など、他の健康診査についても受診勧奨、節目年齢到達者への受診料無料化等によりまして受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、本町では風しん対策として妊娠を希望する女性及び妊婦の夫に風しん予防接種費用の助成を行っておりますが、風しん患者の増加を踏まえて、新たに抗体保有率が他の世代に比べて低い年代の男性を対象に無料で風しん抗体検査を行い、抗体価が低い方に定期予防接種を実施します。さらに、1人当たり医療費が高額となる人工透析の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化を予防するため、かかりつけ医等と連携し、保健指導等を実施します。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくりについて」申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづくりに向けた取り組みとしまして、いきいき百歳体

操の普及・啓発に引き続き取り組みます。今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対する支援策としましては、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの活動支援などを行います。認知症サポーター養成講座は成人に限らず、小中学生や高校生も対象とし、幅広い世代による見守り体制を築きます。また、認知症の方同士で語り合い、暮らしやすいまちづくりにつなげていただく本人ミーティングを実施します。高齢者の生きがいづくりとしまして、60歳以上の方を対象に高齢者大学を開催します。一般教養講座と講演会を行い、生涯学習の場であるとともに講座生同士のコミュニケーションの場としても活用していただきます。また、老人クラブなど各種団体の活動を支援するとともに、交通手段がない高齢者や障害者世帯への日常生活における外出手段を支援するあんがタクシー運賃助成事業を継続して実施いたします。

第2点、障害者福祉の推進に向けた取り組みとしまして、「第3期太子町障害者計画及び第5期障害福祉計画」に基づく取り組みを着実に推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて取り組みを推進してまいります。

第3点、地域で支え合う体制の確立に向けた取り組みとしまして、地域の主体的なまちづくりを進めるため、地域において大きな役割を担っている自治会や老人クラブなどの活動を支援していくとともに、ボランティアやNPO、民間福祉関係団体と連携し、地域で支え合う体制を推進してまいります。町が準備した車を地域のボランティアが運転し、高齢者をスーパーマーケットに送迎する高齢者買い物支援事業につきましては、平成29年度よりモデル事業として4自治会で実施していましたが、平成31年度は他自治会の参加も広く募り、本格的な事業展開を進めます。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みとしまして、全ての子供に良質な生育環境を保障し、社会全体で子供や子育て家庭を支援することを目標とした「太子町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。また、現計画が平成31年度で最終年度を迎えることから平成30年度に実施したアンケート調査や現計画の達成状況等を分析し、2020年度を開始年度とする次期子ども・子育て支援事業計画を策定します。保健福祉会館に開設している子育て世代包括支援センター「ひだまり」では、産前、産後サポート事業、産後ケア事業など、包括的な支援を継続して実施いたします。平成31年度は民間企業と協働して「子育て支援ガイド」を発行し、子育てに関する情報発信を一層進めることとします。幼児教育の充実、また待機児童対策の一環としまして、幼稚園における3歳児保育を試行的に実施します。石海幼稚園、龍田幼稚園、それぞれ20名、計40名の3歳児を預かり、小学校入学までの3年間にわたる充実した幼児教育を提供します。

第2点、生きる力を育む学校教育の充実に向けた取り組みとしまして、環境体験、自然学校などの体験学習の実施、国際化、情報化など、今日の社会情勢に合致した教育を推し進め、未来を担う子供たちの生きる力を育成してまいります。昨年は大変な猛暑で、学校現場での子供たちの体調管理が問題となりました。そこで、幼稚園、小・中学校の普通教室計148教室にエアコンを設置します。これにより、熱中症などの健康被害を防止し、良好な教育環境を整えます。また、小学校教室の照明を順次LED化してまいります。平成31年度は斑鳩小学校、石海小学校の一部において実施します。建設後46年が経過した学校給食センターは、施設・設備の老朽化が進んでいることから将来にわたっての安心でおいしい給食を提供するため、改築事業を実施します。平成31年度は、用地取得、実施設計を行った後、改築工事に着手します。子供を取り巻くさまざまな課題が深刻化、複雑化する中、福祉的な視点からアプローチすることが課題解決に有効であることから、スクールソーシャルワーカーを配置します。専門的見地から各関係機関や関係者との連絡調整、ケース会議への参加、状況に応じた迅速かつ具体的な対応をとることにより、課題を

抱える子供たちの課題解決に向けた対応を行います。

第3点、地域、家庭、学校が一体となった育みに向けた取り組みとしまして、町内全域を対象として放課後や週末に体験活動や地域活動との交流活動を行う放課後子ども教室を実施します。放課後子ども教室については、現在自治会において実施いただいておりますが、平成31年度においてはさらに地域住民の協力を得て学校等を活用し、放課後の子供たちの居場所づくりを進めます。また、地域住民との交流体験活動などを行うふれあい教室、外国人講師との交流の中で異文化理解や外国語を用いたコミュニケーションを学ぶ土曜日英会話教室、中学2年生の生徒が職場体験、福祉体験、勤労生産活動などを通じ、生きる力や感謝の心を育むトライやる・ウィークなど、多様な授業を実施し、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えに向けた取り組みにつきましては、大雨時の浸水被害を軽減するため、大津茂川右岸第1排水区における雨水幹線整備を継続して実施します。2020年度以降の工事着手に向けて、平成31年度は実施設計を行います。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成29年度より実施しております太子陸橋のJR敷地内部分の修繕工事を引き続き実施するとともに、町内にある175カ所の道路橋について長寿命化修繕計画を策定します。さらに、急傾斜地での崩壊を未然に防ぐため、県と連携した崩壊対策事業を引き続き実施します。緊急時における情報伝達手段の多様化、また平時における行政情報の発信を図るため、防災行政無線を整備します。平成31年度は整備工事に着手し、町有地や自治会管理地など、34カ所に設置する屋外スピーカーから防災情報や行政情報を迅速に伝達する体制を整えます。さらに、自助、共助、防災体制の強化を図るため、発災対応型防災訓練や防災講演会を実施するとともに、自主防災組織の活動に対して支援を行ってまいります。消防力の充実としまして、新たに企業内に機能別消防分団を編成します。一般団員と連携して消防・防災活動を担うとともに、特に平日昼間や大規模災害時など、消防力の相対的低下が懸念される時間帯での消防力の充実強化を図ります。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えに向けた取り組みとしまして、自治会への防犯カメラ設置補助事業に加え、防犯パトロールなどの取り組みにより、防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図ります。自治会やPTAなどによる下校時の子供の見守り活動などとも連携しながら、町民と行政が一体となって地域の防犯対策を推進いたします。

第3点、交通安全対策の充実についてですが、平成30年は残念ながら2件の交通死亡事故が発生してしまいました。このことを踏まえ、たつの警察署や地域のボランティアの方々と連携し、街頭での啓発活動や各学校での交通安全教室、高齢者を対象とした交通安全教室の開催など、交通ルールとマナーの向上に引き続き取り組みます。また、危険箇所へのカーブミラー設置、交換など、交通安全施設の整備を実施し、安全な道路環境の構築を図ってまいります。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成に向けた取り組みとしまして、おおむね20年度のまちの姿を見せながら、今後10年間の都市計画の方針を定める「都市計画マスタープラン」の改定作業を行います。平成31年度は、平成30年度に行った課題整理などを踏まえてプランを完成させるとともに、まちづくりフォーラムを開催して、プランに掲げるまちづくりの実現に向けた意識の高揚を図ります。放置状態では地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家に対しては、危険により除却が必要と認めたものについて除却費用を助成するとともに、当該敷地を自治会が利用する場合にはその整備費を助成し、良好な生活環境の確保と地域活動の拠点づくりを進めます。地図混乱の解消につきましては、平成30年度に引き続き、地図混乱解消アドバイザーと連携し、地元自治会の委員会及び法務局と協議を進め、解決に向けた取り組みを進めてまいります。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築に向けた取り組みとしまして、利用者の減少が続く神姫バスなど、民営乗り合いバスの運行経費の一部を補助し、公共交通の維持に努めます。広域交流拠点であるJR網干駅周辺の交通環境の改善及び周辺道路ネットワークの構築を図るため、都市計画道路龍野線の道路整備事業と連携しつつ、都市計画道路網干線外整備事業を継続して実施します。平成31年度は用地購入及び物件移転補償を行います。一方、生活道路につきましては、幅員4メートル未満の狭隘道路について、沿道地権者の申し出により道路拡幅のため、用地を後退させる場合、分筆事務を町が業者に委託して行うとともに後退用地の寄附を受けて拡幅整備を実施します。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給に向けた取り組みとしまして、安心・安全な水の供給体制を維持するため、老朽化した配水管の更新工事を行い、災害対策や事故の防止を図ります。また、昭和51年度に稼働した吉福浄水場については、水需要の将来見通しなどを踏まえて水源地機能のみを維持することとし、老原浄水場へ水を送るための施設整備に向けた基本・実施設計を行います。

第2点、美しい環境を守る下水道等の整備に向けた取り組みとしまして、約96.7%となった公共下水道への接続、水洗化率のさらなる向上に向けて粘り強い啓発に努めます。

第3点、環境にやさしいまちづくりに向けた取り組みとしまして、家庭で取り組めるごみの減量化やレジ袋の削減などの啓発、資源ごみの集団回収運動に対する奨励金の支給、全町クリーン作戦の実施などにより環境問題に対する町民意識の高揚を図ってまいります。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりに向けた取り組みとしまして、総合公園整備を引き続き推進します。平成31年度は、自然観察センターを整備するとともに隣接する南側道路の整備を行います。また、町民の憩いの場、子供たちの遊びの場となっている町内の公園については、遊具の更新、修繕を計画的に進めてまいります。

第2点、生涯学習の推進に向けた取り組みとしまして、公民館事業におきましては生涯学習の拠点として各種講座や高齢者大学などを開催するとともに、地域の特性に応じた特色ある講座を開催します。図書館につきましては、生涯学習の場として読書講演会や青空リサイクルなど、住民が気軽に参加できる企画や行事を開催し、利用者の増加を図ります。また、子供たちが本に親しむ機会づくりとしまして、おはなしの時間及び絵本の時間の開催、ブックスタート事業などを実施します。さらに、発生が危惧される山崎断層地震や南海トラフ地震に備えるため、開架室にある書架の耐震化を行います。また、人権課題の解消に向けた取り組みとしまして、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、学校と家庭や地域社会が一体となり取り組んでいけるよう、民主化推進協議会や人権擁護委員との連携による人権学習、人権相談、街頭啓発等を実施します。南総合センターにつきましては、人権啓発の拠点として積極的に事業を展開するとともに、民間企業と協働して開設した「わっかカフェ」は子育て世代や高齢者など、地域住民の交流拠点として皆様に幅広く活用していただきます。また、西播磨4市3町の持ち回りで開催している西播磨人権のつどいにつきましては、平成31年度は本町で開催します。町内4小学校で花の苗を栽培し、人権啓発を行うとともに、12月上旬に西播磨人権のつどいを開催し、人権意識の高揚を図るための講演会等を開催します。

第3点、歴史文化の再発見と活用に向けた取り組みとしまして、本町の文化財を守り継承していくため、引き続き県指定文化財である斑鳩寺庫裏の解体修理を行い、建立時期の検証及び復元案の検討を進めます。また、工事日程と調整しつつ見学会も実施し、文化財に対する意識の高揚

を図ります。歴史資料館においては、聖徳太子1400年プロジェクトの一環として、斑鳩寺所蔵の聖徳太子絵伝を中心に聖徳太子の一生を紹介する企画展を開催します。また、歴史講座や現地見学会、小中学生対象の歴史探検隊などを実施するとともに、御自身で地域の文化財をめぐっていただけるよう小学校区を単位とした文化財めぐりマップを作成します。平成31年度は、石海地区及び龍田地区のマップを作成します。本町域はかつて聖徳太子が推古天皇より賜った法隆寺領鵜荘があった場所であり、町内には荘園の境界石とされる勝示石が残されています。この勝示石をイメージしたキャラクターを新たに作成します。史跡をめぐりマップへの印刷やスタンプの作成、着ぐるみの作成などを行い、キャラクターを通じて本町が聖徳太子ゆかりの町であることをPRしていきます。

第4点、芸術・文化の振興に向けた取り組みとしまして、文化会館では、すぐれた芸術文化を鑑賞する機会を幅広く提供するため、「ふれあいの祭典和太鼓フェスティバル in 兵庫」など、魅力あふれる多彩な自主事業を開催いたします。また、芸術文化に親しむ環境づくりとしまして、町民芸術祭や公募美術展などを引き続き開催します。文化会館、図書館及び歴史資料館は、ふるさと文化村として相互に連携しつつ、町の芸術、文化、生涯学習の拠点として事業展開しています。そこで3館それぞれの特徴を生かしつつ、同時開催する複合型イベントを行い、芸術、文化、生涯学習に対する関心の高まり、誘客の増加、参加者同士の交流の推進を図ります。施設面につきましては、文化会館のミニシアター、創作室の空調更新工事を実施し、気持ちよく利用いただける環境を整えます。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりに向けた取り組みとしまして、太子町観光協会や観光ボランティアガイドの方々と連携を図るとともに、播磨広域連携協議会などの広域的なイベントなども通じて、町の魅力発信と地域の個性を生かした観光振興に努めます。特産品の振興につきましては、太子みそを利用した新商品開発の支援を行うとともに、みそづくり体験教室を開催します。対象者は今まで町外在住者だったのですが、平成31年度は新たに町内中学生を加え、幅広い年齢層の方にみそづくりの楽しさを体験していただきます。町を代表するイベントとして定着した太子あすかふるさとまつりは、平成31年度で節目となる25回目を迎えます。地域の方々や関係機関が参加した実行委員会で企画を練り上げ、住民参加のもと、ふるさと意識の高揚や地域の活性化につながり、かつ来場者の方々にも御満足いただけるような祭を開催いたします。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農業の振興に向けた取り組みとしまして、地域農業の活性化を図るため、学校給食での地元農産物の使用や直売所の運営支援など、地産地消を推進します。あわせて、土地の有効利用と都市近郊農業の推進を図るため、ジャガイモやサツマイモの収穫を体験する観光オーナー事業や景観形成と休耕田の有効活用を目的として地域が開催するレンゲまつりを支援いたします。また、農業経営の安定と国内生産力の強化を図るための経営所得安定対策などにより、農業後継者不足の解消や農業経営の安定化の支援に努めます。さらに、鳥獣による農作物被害の軽減対策として、引き続き町内の狩猟団体と協力し、有害鳥獣の捕獲に努めます。土地基盤の整備としましては、農地の大区画化や排水対策、農業用水利施設の整備、担い手への農地集積を進めることを目的とし、岩見構下地区と西脇・広坂地区においてはほ場整備に取り組めます。岩見構下地区については、平成30年度に引き続き整備工事を行います。姫路市とまたがる西脇・広坂地区については、今後新たに事業採択されたことから、平成35年度までの5カ年事業として取り組むこととし、平成31年度は実施設計を行います。さらに、地元が行う沖代地区農業用ゲートの設置工事への支援を行います。

第2点、にぎわいある商業の推進に向けた取り組みとしまして、太子町商工会と連携しながら

ら、地域の中小企業の育成と支援を目的とした経営改善普及事業及び地域振興事業を実施します。また、町内事業者数の増加、地域産業の活性化を図るため、創業支援事業計画に基づき、創業塾の開催、信用保証料への補助など、創業への支援を行います。あわせて、新たな取り組みとしまして、創業塾を受講し、かつ地域施策の説明を受けた特定創業支援事業修了者に対して、事業所開設に係る広告宣伝費の半額を助成いたします。消費税率引き上げの消費への影響を緩和するため、住民税非課税世帯及びゼロ歳児から2歳児のお子様がいる世帯に対しまして、国の全額補助のもとプレミアム付商品券を発売します。消費者行政の推進としまして、深刻化、多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談員を配置し、積極的な情報提供や啓発活動を行います。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進に向けた取り組みとしまして、広報紙、ホームページ、フェイスブックなどの媒体を利用し、町の施策や事業、話題などを発信するとともにまちづくりレターやパブリックコメントの実施、まちづくりの集いの開催などにより町民の皆様の貴重な御意見を聞き、町政に反映させてまいります。太子町ふるさと応援寄付事業につきましては、太子町を全国の皆様に知っていただくための絶好のプロモーションの機会と捉え、寄附に対するお礼品のラインナップを充実させるなどし、町の魅力発信に努めてまいります。住民と行政の協働による事業展開を図るため、住民活動団体からの提案を募り、効果が高いと認められるものについて、行政も協働して実施する提案型協働事業補助金を創設します。冒頭に述べました聖徳太子1400年プロジェクトにつきましては、平成31年度も推進協議会を中心に事業展開される予定です。町としましても、太子あすかふるさとまつり、聖徳太子講演会、斑鳩寺で開催するNHKラジオ体操講習会など、多数のイベントを聖徳太子1400年プロジェクト事業と位置づけて事業実施するとともに、プロジェクト推進協議会と連携し、聖徳太子を核とした歴史文化資源の活用、地域の活性化を図ってまいります。

第2点、太子町「行政力」のパワーアップに向けた取り組みとしまして、多様化する住民ニーズに対応し、限られた財源の中、真にまちづくりにとって必要な施策を展開していくためには財政基盤の強化、行政基盤の確立、職員の能力開発など、不断に行財政改革を進めていかなくてはなりません。第6次太子町新行政改革大綱に基づいて、引き続き行財政改革の取り組みを進めるとともに、各事業の費用対効果を見きわめ、選択と集中による効率的な事業執行を行います。初めのほうに申し上げました現総合計画である第5次太子町総合計画は、平成31年度が計画期間の最終年度となることから、平成30年度に引き続き第6次総合計画の策定作業を進めます。平成30年度に行った基本構想素案の検討を踏まえ、基本計画素案を作成します。素案作成に当たっては業者委託を行わず、町職員を中心に検討を進めるとともに、まちづくりの集いやワークショップを開催して、積極的に町民の皆様の御意見を反映させます。

以上が平成31年度の太子町行政運営に取り組む私の所信と施策の大要であります。町民の皆様がこれからも住み続けたいと思える、誇れる太子のまちづくりに向けて全力を傾注いたす所存でございますので、御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げますとともに、今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第8号 町道路線の認定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第17、議案第8号町道路線の認定についてを議題といたします。

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第8号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路6路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線図面を添付しております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第9号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第18、議案第9号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第9号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、近年の働き方改革の推進に関連して民間労働法制において長時間労働の是正のための措置として、罰則付きの時間外労働の上限規則等が導入され、原則平成31年4月から施行され、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を定める改正規則が平成31年2月1日に公布されたところです。地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ同様の措置を講じる必要があるため、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は、新たに正規の勤務時間以外における勤務に関し、必要な事項を規則で定める旨を追加し、この規則で定める必要な事項については主に時間外勤務の上限に係る規定等となっております。施行日は平成31年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第19、議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、平成30年9月に開催された太子町行財政審議会における当町の報酬額が高い水準にあることから、「類似3町や近隣市町等の検証単位における均衡を念頭に改定も含めた検討を実施されたい」との答申を受け、教育委員会委員及び議会選出の監査委員の報酬月額を改正し、産業医の報酬についてはたつの市・揖保郡医師会が示す嘱託産業医報酬一覧の基本報酬額に準拠しており、このたび医師会の理事会の審議によって報酬額の見直しがなされたため、報酬月額を改正

するものでございます。主な改正内容は、教育委員会教育委員の報酬月額を「3万8,000円」から「3万5,000円」に改正し、議会選出の監査委員報酬月額を「4万3,000円」から「3万円」に改正するものです。また、産業医の報酬月額は職員数に応じた各区分の額を「1万5,000円増額」する改正となっております。施行日は平成31年4月1日としております。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

まずは、平成30年9月に開催されました太子町行財政審議会において、当町の報酬が高い水準にあることから「類似3町、近隣市町等の検証単位における均衡を念頭に改定も含めた検討を実施されたい」との答申を受けまして、教育委員会委員及び議会選出の監査委員の報酬月額を改正するものでございます。

議案概要書8ページあるいは条例等の改正に係る参考資料4ページの新旧対照表もあわせてごらんいただければ幸いです。

教育委員会教育委員の報酬月額の具体的な改正内容については、いわゆる太子町と類似3町と言われてます猪名川町、稲美町、播磨町と比較的人口が同じような水準にございます近隣市町——これは相生市、宍粟市、佐用町になるんですけども——これらの平均値をもとに「月額3万8,000円」から3,000円減じまして「3万5,000円」に改正するものでございます。

また、議会選出の監査委員報酬月額の具体的な改正内容につきましては、県内12町の監査委員の報酬の状況といたしまして、学識経験者と議会選出の監査委員が同格の町は1つもなく、太子町を除く11町の議会選出監査委員の報酬は学識経験者のおおむね7割となっていることから、「月額4万3,000円」から1万3,000円減じまして「3万円」に改正するものでございます。

次に、当町の産業医の報酬は、たつの市・揖保郡医師会が示す嘱託産業医報酬一覧の基本報酬額に準拠しております。このたび、当該医師会が近隣医師会の状況等を鑑み、医師会における理事会の審議によって嘱託産業医報酬の見直しが行われたため、それにあわせて報酬月額を改正するものでございます。具体的な改正内容につきましては、職員100人以下の場合は「1万5,000円」から「3万円」、職員101人以上200人以下の場合は「2万円」から「3万5,000円」、201人以上300人以下の場合は「2万5,000円」から「4万円」、301人以上500人以下の場合は「3万円」から「4万5,000円」、501人以上の場合は「3万5,000円」から「5万円」と改正するものでございます。各区分とも1万5,000円の増額改正でございます。なお、条例の施行日につきましては、平成31年4月1日となっております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第20 議案第11号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第20、議案第11号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第11号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申

し上げます。

本件は、平成28年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律等において、消費税の増税にあわせ、自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入する等の車体課税の改正が行われましたが、消費税の増税が延期されたことから太子町税条例の一部改正を見送っております。平成31年10月の消費税増税等については実施される可能性が非常に高く、また平成31年度当初予算案は増税を見込み編成を行ったことから、予算との整合を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、新たに三輪以上の軽自動車の取得者に課す環境性能割が導入されることから関係規定を整備し、毎年4月1日の所有者に課す現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更するものであります。施行日は平成31年10月1日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第11号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

消費税増税——8%から10%でございますけど——これにあわせ自動車取得税を廃止いたしまして、環境性能割を導入する等、車体価格の見直しを行うため、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日に公布され、車体価格の関係、車体課税の見直し分が平成29年4月から施行されることとなっておりますが、この施行につきまして延期の情報がございましたことから本町では太子町税条例の一部の改正を見送っております。このたびの平成31年10月の消費税増税につきましては、1つには経済情勢がよほど緊迫した事態にならない限り実施される可能性が非常に高いこと、2つには車体課税の見直しも同時に行われる見込みであること、3つには平成31年度、現在上げさせていただく当初予算案との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、具体的な御説明をさせていただきます。

あわせて、先ほども申し上げましたように議案概要書8ページ、また新旧対照表が載っております5ページ以降をごらんいただければ幸いです。

まず、このたびの主な改正点を申し上げますと、新たに三輪以上の軽自動車の取得者に課す環境性能割が導入されることから関係規定を整備するとともに、毎年4月1日の所有者に課す現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更するものでございます。

では、1条ずつ御説明を申し上げます。

第18条の3の改正事項につきましては、種別割について納税証明書を交付し、第19条の改正事項につきましては納期限後の納付に係る延滞金の対象に「環境性能割」を追加する改正でございます。

次に、第80条の改正事項につきまして申し上げます。

軽自動車税について、三輪以上の軽自動車の取得者に課する「環境性能割」と軽自動車等の所有者に課す「種別割」の2種類とする規定の整備でございます。

次に、第81条の改正事項につきまして御説明を申し上げます。

第1項、第2項につきましては、売買契約で売り主が所有権を留保している場合でも、買い主を取得者または所有者とみなしまして軽自動車税を課す規定であり、第3項では販売業者が三輪以上の軽自動車を運行以外で車両番号の指定を受けた場合には、その販売業者を所得者とみなしております。第4項では、法の施行地外から法の施行地内へ持ち込んで運行の用に供した者を取

得者とみなし、環境性能割を課す規定でございます。

次に、第81条の2の改正事項につきましては、条ずれの整備であり、日赤の救急用の軽自動車については種別割を非課税とするものであり、現行と同じ取り扱いでございます。

次に、第81条の3から第81条の8の改正事項につきましては、「環境性能割」について新たに規定しております。

まず、第81条の3では、環境性能割の課税標準について規定しておりまして、取得のための通常要する価格として算定いたしました金額を課税標準としております。

次に、第81条の4では、環境性能割の税率について規定しており、平成32年度燃料基準値達成車は1%、平成27年度燃費基準値プラス10%達成車は2%、それ以外の自動車は3%の税率となっております。

その次の第81条の5では、環境性能割の徴収方法を申告納付とし、第86条の6ではその申告書の提出時期や納付時期について規定しております。第87条の7では、環境性能割に係る不申告等に関する過料について、10万円以下の過料を科すと規定しております。

第81条の8では、環境性能割の減免について規定しており、公益のため直接占有する軽自動車または身体障害者等のうち、必要と認める者に対しまして減免する規定となっております。

第82条から第91条までの改正につきましては、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の規定の整備でございます。

次に、附則第15条の2につきましては、新たに三輪以上の軽自動車の取得者に課す環境性能割の賦課徴収を当分の間、兵庫県が行うこととする規定でございます。この取り扱いは全国一律、都道府県が当面行うこととなっております。

次に、附則第15条の3につきましては、環境性能割の減免について、先ほど申し上げたように当分の間都道府県が実施いたしますことから、知事が兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により減免するということの規定でございます。この取り扱いは廃止されます現行の自動車取得税と同じであり、県内統一の減免措置となるよう県内市町同様の改正となっております。

次に、附則第15条の4につきましては、環境性能割の申告納付を、これも当分の間、兵庫県に対して行うこととする規定でございます。

次に、附則第15条の5につきましては、町税である軽自動車税の環境性能割の賦課徴収事務を兵庫県が行うこととなるため、徴収取扱費を兵庫県に支払う規定でございます。具体的には、環境性能割に係る徴収金といたしまして、県に払い込まれた額の5%と県歳出予算から還付した還付金に相当する金額をその還付加算金の金額を合計した金額とされております。

次に、附則第15条の6につきましては、当分の間、第1項で営業用または事業用、第2項で自家用車の三輪以上の軽自動車の環境性能割の税について、第81条の4の税率を軽減する規定でございます。

次に、附則第16条の改正事項につきましては、現行の軽自動車に係る14年を経過した「重量の税率」、環境負荷が古い車は大きいことから税金を多くしてございますけど、この「重量の税率」を「種別に係る重量の税率」に改めるものでございます。

この条例の施行日は平成31年10月1日からとしております。また、環境性能割に関する部分は施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用いたしまして、種別割に関する部分は平成32年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用することといたしております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げて、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第12号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第21、議案第12号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第12号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、保健福祉会館の老人福祉センター浴室について、平成9年の開始以来、高齢者の方を初め、町民の皆様が御利用いただいておりますが、老朽化に伴い、本年6月末で入浴事業を廃止することによる改正となっております。

主な改正内容は、入浴事業廃止に伴い、日曜日を保健福祉会館の休館日とするものです。施行日は、住民への周知期間を考慮し、平成31年7月1日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第12号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

保健福祉会館の東館2階の老人福祉センターの浴室でございますが、平成9年4月の開始以来、高齢者の皆様、また一般開放の土日には老若男女の町民の皆様が御利用いただいておりますが、給湯配管の漏水の修理が非常に困難なことから、大小2つの浴室のあるうち、大浴室につきましては平成29年4月から利用を停止しているところでございます。こうしたことから利用者数も半減しており、1日平均14名程度、月間の利用実人数は約50名程度の状況になっているところでございます。こうした中、お湯の保温装置や水質を保つ機械も限界に来ておりまして、機器の入れかえに要する費用が非常に高額になることから、費用対効果、集中と選択を勘案いたしまして残る小浴室も本年6月末をもちまして利用を停止させていただき、入浴事業につきましては一定の役割を果たしてきたものと考えて廃止したいと思っております。利用者には事業廃止に向けた周知を行い、理解を得られるよう図っていく所存でございます。

また、老人福祉センターは浴室を一般開放するため、土曜日、日曜日を利用日として設定しておりましたが、この入浴事業を廃止することに伴い、原則日曜日の利用を取りやめるとし、日曜日を保健福祉会館の休館日とさせていただきたく存じます。土曜日につきましては、入浴事業以外の利用もございますので、対象年齢は、本来の60歳以上となるものでございます。

具体的には、先ほども申し上げました議案概要書10ページ、新旧対照表では参考資料の14ページになるんですけれども、こちらをごらんいただければありがたいと存じます。

具体的には、施設を規定いたします第4条の第2号の老人福祉センターの「浴室」の文言を削除させていただきまして、休日を規定しています第5条第1項第1号において、休館日に日曜日を追加いたしまして、利用日及び利用時間を規定する第6条第1項において、日曜日が休館日に含まれるため条文整理をさせていただいております。また、浴室の利用時間を規定しているただし書きにつきましても、これを削除させていただいております。また、老人福祉センターの入浴

の一般開放を規定する第7条第1項のただし書きを削除いたしまして、入浴料を規定しております第9条及び別表を削除し、第9条の削除に伴う第10条から第12条を繰り上げております。

最後に、施行日につきましては、住民への周知期間を考慮いたしまして平成31年7月1日、平成31年かどうかはわかりませんが、新しい元号の7月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第22 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第22、議案第13号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第13号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、被災者の返済負担の軽減を図るため、災害援護資金の貸付利率が市町村の政策判断に基づいて利率の設定が可能となったことから、3%から3%以内への見直しを行い、保証人を立てることにより無利子とする改正となっております。また、その償還方法については、条例第15条第1項に「年賦償還、半年賦償還」の次に「月賦償還」を追加するものです。施行日は平成31年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第14号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 引き続き、日程第23、議案第14号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第14号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、高齢化の進展等の社会情勢の変化や近隣市町との均衡を図るため、保健福祉審議会の答申も考慮して、長寿祝い金の額等の改正を行うものでございます。

改正の内容は、祝い金の支給額について、現在100歳に到達された方に10万円を、100歳を超える方に毎年2万円を支給しておりますが、100歳に到達された方に5万円、100歳を超える方に5,000円程度の祝い金を贈呈することに改正するものでございます。施行日は平成31年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~  
日程第24 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 次に、日程第24、議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、閣議決定された税制改正大綱に基づき、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大となっております。施行日につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、閣議決定されました税制改正大綱に基づいて、1つには国民健康保険税の税額に係る限度額を引き上げるもの、2つには国民健康保険税の軽減措置を拡大するものでございます。

概要では11ページ、条例等の新旧対照参考資料では19ページになります。

具体的に申し上げますと、国民健康保険税の税額に係る限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額の課税限度額を現在の「58万円」から、改正後「61万円」に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置の拡大につきましては、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を「27万5,000円」から、改正後「28万円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を「50万円」から「51万円」に引き上げるものでございます。この改正による影響につきましては、課税限度額の引き上げにより高所得者により多くの負担を求めることとなる反面、軽減判定所得の引き上げにより低所得者の保険税軽減の対象世帯が増えることとなり、被保険者、おのおの間の支払い能力に応じた賦課が行われることとなります。施行期日につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行日としております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~  
日程第25 議案第16号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 引き続き、日程第25、議案第16号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第16号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本件は、消防団員の減少やサラリーマン化等による昼間の消防力の低下等の課題の解消を図るため、町内企業による企業連携消防団を創設し、機能別団員として区分するための所要の改正を行うものです。

改正の内容は、機能別団員の定数を「10人」から「30人」へ増員する改正でございます。施行日については、平成31年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時08分）

（再開 午後2時15分）

○議長（森田眞一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第26 議案第17号 平成31年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（森田眞一） 日程第26、議案第17号平成31年度兵庫県太子町一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第17号平成31年度兵庫県太子町一般会計予算について、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を124億4,854万4,000円とし、対前年度比で6億6,367万7,000円、5.6%の増としております。

歳入予算の主な増減としては、町税については、町民税は765万2,000円の増、固定資産税は5,609万2,000円の増となり、町税の総額では対前年度比6,936万7,000円、1.8%の増でございます。地方交付税については、地方財政収支見通し等に基づき算定した結果、対前年度比1億200万円、6.1%の増、自動車取得税交付金については9月末で廃止されることから、対前年度比1,300万円、44.1%の減、地方特例交付金については10月からの幼児教育無償化に係る経費分の追加により、対前年度比1億2,111万8,000円、403.7%の増でございます。繰入金については、対前年度比3億7,202万2,000円、32.4%の減、町債については、教育債の増等により、対前年度比7億6,270万円、69.4%の増であります。

歳出予算の主な増減としては、総務費はふるさと応援寄付金関連経費の減等により、対前年度比1億9,929万3,000円、10.7%の減、民生費は子育て関連経費の増等により、対前年度比1億5,874万4,000円、4.0%の増、農林水産業費は水路改修工事等の減により、対前年度比7,420万4,000円、37.3%の減、商工費はプレミアム付商品券発行事業費の増により、対前年度比1億6,008万7,000円、516.9%の増、土木費は各種工事費等の減により、対前年度比2億1,004万3,000円、11.4%の減、消防費は防災行政無線設置工事費等の増により、対前年度比3億296万7,000円、57.0%の増、教育費は給食センター整備工事費等の増により、対前年度比5億9,173万円、42.6%の増であります。そのほかに、地方債については9事業を設定し、一時借入金の限度額については10億円とし、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第17号平成31年度兵庫県太子町一般会計予算について、詳細説明を申し上げます。

まずは、歳出から御説明をさせていただきます。

冊子のほうの60ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費につきましては、前年度と比べまして1,346万5,000円の減でございます。これは、主に4月末の議会改選により議員定数が16名から15名となることによる1名減となる要因でございます。

62ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料及び節3 職員手当等につきましては、前年度と比べまして給料で318万3,000円、職員手当等で402万7,000円の増となっております。これは、主に職員数の増によるものでございます。一方、節4 共済費につきましては、536万円の減で、主に給与水準の変化によるものでございます。

66ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年に比べまして37万5,000円の減となっております。これは、主に市町村職員退職手当組合特別負担金の減によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

目6 企画費、節8 報償費のうち、一番下のふるさと応援寄付謝礼につきましては、ふるさと応援寄付へのお礼品及び送付に係る経費でございます。節11需用費、消耗品費のうちイベント用パネルにつきましては、名誉町民の野口聡一宇宙飛行士が31年度に宇宙へ出発されるため、町で記念イベントを開催するに当たり、購入経費等を計上しているものでございます。

74ページをお願いいたします。

目7 電子計算費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年と比べまして335万6,000円の増でございます。これは、主に番号制度に伴う中間サーバー共同利用負担金の次期システムの方針に伴うものでございます。

76ページをお願いいたします。

目9 防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち、一番下の防犯カメラ設置整備費補助金につきましては、犯罪防止や事件、事故の情報収集効果のため、県補助事業の上乗せ補助といたしまして継続して実施するものでございます。

78ページをお願いいたします。

目11自治振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち、一番下の提案型協働事業補助金につきましては、行政との協働により行おうとする事業につきまして、住民活動団体から提案を受けまして、特に効果が認められるものにつきまして10万円を上限に事業経費を補助するものでございます。

目13基金費、節25積立金のうち、上から2番目の公共施設建設基金積立金につきましては、今後予定されております公共施設の老朽化に伴う改築等のため、昨年度に引き続き基金に積み立てているものでございます。

目14諸費につきましては、前年度に比べまして85万円の増となっておりますが、これは主に西播磨人権のつどいの開催経費によるものでございます。

88ページをお願いいたします。

項4 選挙費につきましては、平成31年度に改選期を迎えます参議院議員選挙、兵庫県議会議員選挙、太子町議会議員選挙の執行経費等を計上しております。

次に、94ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年度と比べまして127万6,000円の増となっておりますが、これは主に経済センサス基礎調査と農業センサスが実施されることによるものでございます。

98ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営責任主体となったことを受けまして、福祉医療の実施に伴う国県負担金等の減額分を補うため、昨年度に引き続きその他繰り出しとして628万3,000円を計上しております。

100ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節13委託料のうち、上から2番目の老人福祉センター事業委託料につきましては、前年度と比べまして174万8,000円の減となっておりますが、これは6月末をもって保健福祉会館の入浴事業を廃止する予定によるものでございます。節14使用料及び賃借料のうち、真ん中あたりの自動車借料につきましては、高齢者買い物支援モデル事業の自動車リース料でございます。同じページの一番下の節28繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、前年度と比べまして621万3,000円の増となっております。これは介護サービス費等の増によるものでございます。

102ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療費負担として市町が負担義務を負うものでございまして、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上しております。前年度と比べまして3,849万5,000円の増となっております。これは、後期高齢者医療費の増を見込んだことによるものでございます。

104ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして4,225万2,000円の増となっております。これは、主に計画相談支援事業の効果による訓練等給付費の増によるものでございます。

110ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料のうち子ども・子育て支援システム改修委託料につきましては、10月以降の幼児教育無償化に対応するため、システム改修するものでございます。

122ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2保健衛生総務費、節13委託料につきましては、前年と比べまして258万2,000円の増となっておりますが、これは番号制度に伴う健康管理システムの改修及び保守契約期間が満了することによります周辺機器を置きかえることによるものでございます。

124ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち、地域医療医師会協力金及び地域医療歯科医師会協力金につきましては、従来、款3民生費、項1社会福祉費から支出しておりました協力金につきまして、関連予算の款の置きかえ計上しているものでございます。

目2予防費、節13委託料のうち、真ん中あたりのラジオ体操講習会委託料につきましては、2日間開催いたします2日目の聖徳太子1400年プロジェクトといたしまして斑鳩寺でラジオ体操講習会を行うため、会場設営委託費用でございます。また、下から3番目の麻疹、風しん混合接種委託料につきましては、従来の定期予防接種に加えまして、風しんの感染拡大防止として抗体

保有率が低い一定の年齢の男性を対象に行う抗体検査と、その人の中から抗体価が低い方への予防接種を無料で行う事業を実施するものでございます。

138ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金・補助及び交付金のうち、西脇・広坂地区は場整備事業負担金につきましては、平成30年度に採択されました県営ほ場整備として農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の実施計画を行うもので、姫路市と面積案分により太子町の事業分を負担するものでございます。

140ページをお願いいたします。

目7国土調査費、節13委託料のうち、一番下の官民境界等先行調査業務委託につきましては、太子苑におきます地図混乱地域解消に向けて、道路区域や現況確認など、事前調査を行う委託費用でございます。

142ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち、起業家支援事業補助金につきましては、町内での起業者が事業所開設の際に要する広告宣伝費について、上限を10万円とし、対象経費の2分の1に相当する金額の補助を行うものでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

目4プレミアム付商品券発行事業費1億5,999万8,000円につきましては、消費税の引き上げによる低所得者、子育て世帯への消費に与える影響を緩和するとともに、地域消費を喚起することを目的といたしまして国から財政支援を受けてプレミアム付商品券を発行するものでございます。

148ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料につきましては、狭あい道路対策事業に伴う寄附用地の測量や分筆を要する委託料でございます。

150ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料につきましては、町で管理しております全ての橋梁につきまして、今後修繕計画を策定するものでございます。同じく、太子陸橋修繕工事委託料につきましては、太子陸橋のJR敷地内の部分につきまして、JR西日本へ工事委託を行うものでございます。

152ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費につきましては、網干線外道路整備事業に係る用地買収、道路工事及び物件補償等を計上させていただいております。

158ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目3公園管理費、節15工事請負費のうち、太田公園遊具更新工事費につきましては、老朽化に腐食や劣化が激しい公園遊具の更新を行うものでございます。

160ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節15工事請負費につきましては、総合公園利用者の休憩所として活用する自然観察センター（仮称）の建設とか、県道・上太田鵜線からの進入路とする道路整備等を行うものでございます。

166ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節15工事請負費につきましては、緊急時における情報伝達手段の多様化、平時における行政情報の発信を図る防災行政無線の整備工事を行うものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7賃金のうちスクールソーシャルワーカーの賃金につきましては、一般質問でいただいておりますチーム学校といたしまして、一番下にあります課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行うことを目的といたしまして、平成31年度から新たにスクールソーシャルワーカーを設置することに伴うものでございます。

174ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち、斑鳩小学校プールサイド改修工事につきましては、上から3つ目の分でございますけれども、経年劣化による防災シートが剥がれ児童が死亡するおそれがあるため、張りかえを行うものでございます。

184ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費のうち、一番下の石海幼稚園遊具更新工事につきましては、同園の遊具が老朽化していることに加え、3歳児保育を新たに開始することから、幅広い年齢に対応した安全な遊具に更新するものでございます。

196ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節18備品購入費につきましては、聖徳太子ゆかりの文化財に親しんでもらうために文化財啓発用といたしまして、鵜飼の勝石にちなみましたキャラクターグッズを作成するものでございます。節19負担金・補助及び交付金のうち、文化財保存整備費等補助金につきましては、2021年度までの6カ年予定で実施しております斑鳩寺庫裏の保存解体事業につきましては、その修理経費の一部を補助するものでございます。

198ページをお願いいたします。

目6図書館費、節15工事請負費につきましては、利用者の安全に配慮し、地震対策として書架の耐震補強を行うものでございます。

202ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節15工事請負費につきましては、経年劣化による故障が多発しておりますミニシアター及び創作室に係る系統の空調機器の更新に要する工事費でございます。

204ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節8報償費のうち歴史講座講師謝礼につきましては、歴史講座の講師謝礼と聖徳太子1400年プロジェクトといたしまして聖徳太子に関する特別講演を実施するものでございます。節15工事請負費につきましては、経年劣化し、故障が多発しております歴史資料館事務所系統の空調機器の更新に要する工事費でございます。

210ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費につきましては、築40年を迎える町民体育館の耐震対策といたしまして、本年6月から来年3月までの間、耐震・大規模改修工事を行うための工事費で、次のページの212ページの節18備品購入費につきましては、改修工事とあわせて老朽化いたしました管理用備品や運動用具等を一部更新するものでございます。

次に、216ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節15工事請負費につきましては、築46年となります施設、厨房機器の老朽化に伴い改築工事を実施するもので、工期は約1年強、要することから2カ年の事業として債務負担を設定しております。なお、給食センター用地購入費等につきましては、用地交渉等に時間を要し、平成29年度繰越予算が未執行となりましたので、同額を再計上させていただいております。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

冊子の前のほうになります。まず、16ページをお開き願います。

款1町税、項1町民税、目1個人16億1,060万円につきましては、前年と比べまして665万6,000円、0.4%の増となっております。これは緩やかではございますが、景気は回復基調で、課税標準額の増加を見込んだことによるものでございます。

目2法人1億9,016万6,000円につきましては、前年と比べまして99万6,000円、0.5%の増となっております。主に、法人数の増によるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税19億794万7,000円につきましては、前年度と比べまして5,615万4,000円、3%の増となっております。そのうち、土地につきまして予算額7億2,729万4,000円で、前年度に比べまして380万6,000円の減でございます。これは主に、町内大部分の鑑定地点において価格が下落基調にあることから、時点修正による減を見込んだものによるものでございます。家屋につきましては、予算額7億8,283万9,000円で、前年度に比べまして3,996万5,000円の増でございます。これは、主に評価がえによる原価措置を講じないこと及び新築住宅の増加を見込んだことによるものでございます。次に、償却資産につきましては、予算額3億7,451万4,000円で、前年度に比べまして1,673万5,000円の増でございます。主に、総務大臣配分資産の増加及び企業の設備投資の増を見込んだことによるものでございます。

18ページをお願いいたします。

項3軽自動車税、目1軽自動車税9,210万5,000円につきましては、前年度と比べまして197万9,000円、2.2%の増となっております。主に車体課税の税率が改正されることによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

目2環境性能割362万5,000円につきましては、議案第11号で御説明いたしましたとおり、自動車取得税が9月末で廃止され、環境性能割が導入されることにより新設するものでございます。全て皆増ということになります。

次に、22ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項3森林環境譲与税140万円につきましても、森林整備やその啓発等を実施する県及び市町村へ平成31年10月より配分される新たな譲与税でございます。このことにより、皆増として140万円計上しているところでございます。

款3利子割交付金から、次のページ、24ページの款7ゴルフ利用税交付金の各種交付金につきましては、近年の決算状況及び今後の景気動向を考慮した形での歳入として見込ませていただいているところでございます。

款8自動車取得税交付金1,650万円につきましては、自動車取得税が9月末で廃止されることから6カ月分の収入を見込んで、廃止後に新たに交付される款9環境性能割交付金700万円につきましては全て新しいものでございますので皆増といたしまして、燃料費基準値達成度等に応じで決められた自動車環境性能割をもとに配分される交付金でございます。

26ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金1億1,111万8,000円につきましては、10月以降の幼児教育無償化に係る経費といたしまして、平成31年度に限り臨時的に措置される交付金でございます。

28ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金のうち、一番上の私立保育所児童保育料、款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節2保育所

使用料及び、次のページの30ページの目4教育使用料、節2幼稚園使用料のうち幼稚園保育料、この3つにつきましては10月以降の幼児教育無償化の影響を考慮いたしまして、各保育料につきまして減じて見込んでいますところでございます。

36ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金のうち、一番下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金83万6,000円につきましては、番号制度に伴う健康管理システム改修に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

目4商工費国庫補助金、節1商工費国庫補助金3,999万8,000円につきましては、歳出でも申し上げましたプレミアム付商品券発行に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

目5土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち、上の都市計画道路整備費補助金8,000万円につきましては、網干線道路整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1。橋梁長寿命化事業補助金、1億3,530万円につきましては、太子陸橋修繕工事費委託及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託に係る補助金で、補助率は10分の5.5でございます。節2都市計画補助金のうち、上から2つ目の都市公園事業費の補助金5,000万円につきましては、総合公園に係る補助金で、補助率2分の1でございます。

38ページをお願いいたします。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち、一番下の給食センター施設整備交付金1,679万4,000円につきましては、歳出で申し上げました給食センター改修事業に係る補助金で、補助率は新築部分につきまして2分の1、改築部分が3分の1でございます。

46ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金1,730万4,000円につきましては、平成31年度に執行が予定されております参議院議員通常選挙及び兵庫県議会議員選挙の委託金でございます。

48ページをお願いいたします。

一番下の款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄付金として4億円を見込みまして計上しております。

50ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金4億638万4,000円につきましては、基金から今年度事業へ充当する部分の繰入金及び本年度のふるさと応援基金予算に係るふるさと納税推進事業費として必要な繰入金を合計している金額でございます。なお、寄附金額のうち、1億9,000万円につきましては目的に応じて文化振興事業とか防災の対策事業費とか、地域振興事業とか子育て事業など、各分野で活用させていただくことといたしまして、それぞれ平成31年度の歳入歳出予算に計上させていただいているところでございます。

56ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1衛生費、節1一般廃棄物処理施設整備事業債7,060万円につきましては、掛龍クリーンセンター長寿命化事業に係る起債で、充当率は90%でございます。

目2農林水産業債、節1土地改良事業債1,170万円につきましては、岩見構下地区のは場整備事業に係る起債で、充当率は90%でございます。

目3土木費、節1土木管理事業債900万円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に係る起債でございます。節2の道路橋りょう事業債につきましては、1億6,920万円は都市計画道路整備事業及び橋梁長寿命化事業に係る起債でございます。

58ページ、節3の都市計画事業債4,500万円につきましては、総合公園整備事業に係る起債

で、いずれも充当率は90%でございます。

目4 消防費、節1 消防防災設備整備事業債3億6,310万円につきましては、防災行政無線及び消防資機材に係る起債で、いずれも充当率は100%でございます。

目5 教育債、節1 社会教育施設整備事業債6億940万円につきましては、町民体育館の耐震補強等に係る起債で、充当率は100%でございます。節2 給食センター整備事業債1億5,250万円につきましては、給食センター改築事業に係る起債で、充当率は補助対象事業分が90%、一般事業分が75%でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表では、給食センター改築事業につきまして債務負担行為を設定し、平成31年度から32年度の2カ年で限度額は15億9,600万円でございます。

10ページをお願いいたします。

第3表では、地方債を定め、地方債起債の限度額は総額18億6,150万円でございます。

以上が議案第17号平成31年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明となりますが、参考資料の後ろのほうにあります予算の概要にありますように基本的な予算編成の考え方、2ページには歳入科目、歳出科目ごとの今年度、前年度の比較、伸び率を記載しておりまして、7ページ以降は歳入概要等を記載しておりますので、あわせて御確認いただければと存じます。

以上をもちまして詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第18号 平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（森田眞一） 次に、日程第27、議案第18号平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第18号平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

平成31年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を33億5,946万3,000円と定めるものがあります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税6億349万1,000円、県支出金24億5,679万7,000円、繰入金2億8,471万1,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,470万7,000円、保険給付費23億7,018万3,000円、国民健康保険事業費納付金9億1,315万7,000円、保険事業費1,921万4,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第18号平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を申し上げます。

それではまず、歳出から御説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費4,027万6,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費でございます。昨年度に比べまして102万3,000円の減となっております。

21ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費から項 2 高額療養費、項 3 移送費につきましては、国保制度改革により保険給付費に必要な費用を県が交付金として措置することになることから、県の特別会計予算の歳出との調和を図り、同額を計上させていただいております。

21ページから25ページにあります款 2 保険給付費全体では、23億7,018万3,000円で、前年度より9,235万円の増となっております。

25ページをお願いいたします。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金1,470万円につきましては、1 年間の出産件数を35件と見込みまして、1 件当たり42万円を給付する予定でございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県内の市町ごとの医療費水準、所得水準等を考慮した上で決定する納付金でございます。県が算定いたしました金額を一般被保険者と退職被保険者に分けまして、次のページにわたりまして、項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金分に区分けして計上しております。納付金の総額は9億1,315万7,000円で、前年度より3,604万8,000円の増となっております。

29ページをお願いいたします。

款 4 保険事業費、項 2 特定健康診査等事業費1,754万4,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進といたしまして、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定健康指導に係る経費でございます。新たに糖尿病性腎症重症化予防対策を実施することといたしますけれども、前年度より57万3,000円の減となっております。

続いて、歳入を御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税のうち、節 1 医療給付費分現年課税分については3億8,078万7,000円、節 2 後期高齢者支援金分現年課税分については1億3,209万1,000円、節 3 介護納付金分現年課税分については4,623万4,000円を計上しております。

目 1 一般被保険者国民健康保険税全体では6億95万5,000円で、前年度より1,683万7,000円の減となっております。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と同様に算出しており、全体で253万6,000円を計上しております。被保険者数の減少に伴い、前年度より309万7,000円の減となっております。

13ページをお願いいたします。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金のうち節 1 普通交付金は、国保制度改革により県から交付される保険給付費に要する費用といたしまして23億7,013万3,000円、節 2 特別交付金は特定健康診査及び特定健康指導に要する費用の3分の2相当国、県からの負担金など、市町に交付されます各種交付金といたしまして節全体で8,666万4,000円を計上しております。目全体で24億5,679万7,000円となっております。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金2億5,016万1,000円は、保険基盤安定繰り入れといたしまして保険税軽減分と保険者支援分1億7,981万7,000円、職員給与費等繰り入れといたしまして総務費の人件費及び物件費相当額4,443万8,000円、出産育児一時金等繰り入れといたしまして出産育児一時金の3分の2に当たります980万円、普通交付税に算入されます財政安定化支援事業繰り入れといたしまして982万3,000円を計上させていただいております。また、その他一般会計繰入金といたしまして628万3,000円を計上しておりますが、これは地方単独事業

の実施、いわゆる福祉医療の実施に伴い、国保の国県支出金が減じられることにつきまして、この影響分を一般会計から繰り入れているものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6繰越金、1項繰越金、目1繰越金は、平成30年度決算の剰余金を31年度に繰り越すもので、広域化による決算状況を勘案し、1,000万円を計上しております。

総括の歳入5ページや総括の歳出6ページにありますように、会計全体の歳入歳出総額は33億5,946万3,000円で、前年度と比較いたしますと1億407万1,000円の増、率で申し上げますと3.19%の増となっております。

以上で平成31年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（森田眞一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時05分）

（再開 午後3時05分）

○議長（森田眞一） 再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第28 議案第19号 平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（森田眞一） 日程第28、議案第19号平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第19号平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

平成31年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を23億2,906万円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料5億8,851万2,000円、国庫支出金4億5,326万9,000円、支払基金交付金5億9,957万5,000円、県支出金3億1,156万4,000円、繰入金3億7,242万6,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,270万4,000円、保険給付費21億7,236万8,000円、介護サービス事業費1,188万4,000円、地域支援事業費9,681万8,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第19号平成31年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、詳細説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、議案にありますとおり、それぞれ23億2,906万円を計上しております。

それでは、歳出から御説明をさせていただきます。

まず、17ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員3名分の人件費のほか、事務経費を合わせて一般管理費全体で2,336万3,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料等、賦課徴収を行

うための費用として299万4,000円を計上しており、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で339万円を計上しております。

目2認定調査費につきましては、認定調査員賃金5名分のほか、主治医意見書作成料等、認定調査費全体で1,275万5,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費といたしまして20億3,047万9,000円、目2予防サービス費といたしまして3,368万5,000円を計上しております。

目3高額介護サービス費といたしまして4,914万7,000円、目4特定入所者サービス費といたしまして5,715万9,000円、目5審査支払手数料といたしまして189万8,000円を計上し、介護諸費全体で平成30年度当初予算よりも5.19%増の、一番下の計の欄の数字にありますように21億7,236万8,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、要支援と認定された方と介護予防生活支援サービス事業対象者のケアプランを作成管理する職員1名分の人件費のほか、介護予防ケアプラン作成システム機器借料などを計上いたしまして、介護サービス事業費全体で1,188万4,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、介護予防教室、介護予防事業、総合事業に係る委託料といたしまして1,662万6,000円、介護予防・生活支援サービス事業に係る負担金・補助及び交付金といたしまして3,246万1,000円を計上し、介護予防事業費全体で、4,953万6,000円を計上しております。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員5名分の人件費、27ページに移りまして成年後見制度精神鑑定手数料のほか、委託料といたしまして総合相談窓口業務、安心見守りコール事業、医療・介護連携推進事業を計上しております。包括的支援事業費全体で、4,728万2,000円を計上しております。

次に、歳入のほうを御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、9ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、現年度分といたしまして特別徴収対象者8,549名分、5億6,281万2,000円、普通徴収対象者分449名分、2,488万2,000円、介護保険料全体で5億8,851万2,000円を計上しております。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプランの作成料といたしまして327万2,000円を計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗した4億1,131万8,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、保険給付費に介護予防事業費を加え、補助割合を乗した1,065万8,000円を計上しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費、包括支援事業費、それぞれ定率の補助割合を乗しまして3,129万3,000円を計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、保険給付

費に定率の負担割合を乗した 5 億 8,653 万 9,000 円を計上しており、目 2 地域支援事業交付金につきましては介護予防事業費に定率の負担割合を乗しまして 1,303 万 6,000 円を計上しております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗しまして 2 億 9,470 万円を計上しており、項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費、それぞれを定率の負担割合を乗しまして 1,685 万 3,000 円を計上しております。

13 ページをお願いいたします。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金につきましては、40 歳から 64 歳までの医療保険に加入者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として 1 万 1,000 円を計上しております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、3 億 4,657 万 4,000 円を計上しております。

15 ページをお願いいたします。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分を過年度に積み立てた基金から保険給付費に補填する繰入分といたしまして 2,585 万 2,000 円を計上しており、款 10 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入につきましては、総合事業を利用される方から個人負担といたしまして 15 万 1,000 円を計上しております。

以上で議案第 19 号平成 31 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 29 議案第 20 号 平成 31 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第 29、議案第 20 号平成 31 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 20 号平成 31 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、説明を申し上げます。

平成 31 年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を 4 億 5,355 万 5,000 円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料 3 億 5,210 万円、繰入金 8,981 万 3,000 円等であります。

歳出につきましては、総務費 1,280 万 4,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 3,589 万 2,000 円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第 20 号平成 31 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を申し上げます。

まずは、歳出から御説明を申し上げます。

11 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、後期高齢者医療事務職員 1 名分の人件費、被保険者諸郵送料など、合わせて 1,088 万 1,000 円を計上しております。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険

料決定通知書等の郵送費、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて192万3,000円を計上しています。

13ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金として4億3,589万2,000円を計上しています。一番上にあります後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、後に歳入で御説明させていただきます後期高齢者医療保険料として計上しております広域連合に納付するための費用で、3億5,210万円同額を計上しております。その下の過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金といたしまして、800万円を計上しています。その下の後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,123万5,000円を計上させていただいております。その下の保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものでございます。6,445万7,000円を計上させていただいております。一番下の後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金といたしまして10万円を計上させていただいているところでございます。

款3 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健事業費は、特定健診委託料や歯科検診委託料など、合わせて435万9,000円を計上しております。

次に、歳入のほうを御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款1 保険料、目1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収分といたしまして2億4,660万円、普通徴収分といたしまして1億500万円、滞納繰越分といたしまして50万円、全体で3億5,210万円を計上しております。先ほど歳出で申し上げた同額の3億5,210万円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料といたしまして4万円を計上しております。

款3 広域連合支出金、項1 広域連合補助金、目4 保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金といたしまして300万円を計上しております。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせまして8,981万3,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

款5 繰越金、目1 繰越金は、前年度の保険料納付金といたしまして800万円を計上しております。

款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金といたしまして10万円を計上しております。

項2 町預金利子、目1 町預金利子は、金融機関預金利子といたしまして1,000円を計上しております。

項3 雑入、目1 雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金50万円及び保険料の還付未済金といたしまして1,000円を計上しております。

以上で議案第20号平成31年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第21号 平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（森田眞一） 次に、日程第30、議案第21号平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予

算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第21号平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、説明を申し上げます。

平成31年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,233万8,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,233万5,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,233万8,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第21号平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、9ページの歳出から御説明を申し上げます。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費につきまして、墓所の使用者管理に係る経費でございます。内訳につきましては、事務経費といたしまして節11需用費と節12の役務費合計いたしまして15万7,000円でございます。節14の使用料及び賃借料といたしまして、墓園管理システム使用料といたしまして100万8,000円を計上しており、墓園墓所の返還還付金といたしまして節23の償還金・利子及び割引料といたしまして440万円を計上させていただいているところでございます。

目2の墓園管理費は、墓園の維持管理に係る経費でございます。節13委託料のうち清掃業務委託につきましてはシルバー人材センターを予定しており、植木維持管理費でございますが、薬剤防除とか垣根の剪定とかでございます。車止め開閉業務委託につきましては、地元自治会をお願いしているところでございます。委託料といたしましては、588万4,000円を計上しているところでございます。

次に、7ページの歳入を御説明させていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料10基分としまして600万円を計上しておるところでございます。

項2手数料、目1墓園手数料につきましては、年間管理料といたしまして924基分、633万5,000円を計上しております。

平成31年度は歳入歳出の予算の総額、4ページにありますように1,233万8,000円の予算となっております。

以上をもちまして平成31年度兵庫県太子町墓園事業特別会計についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第22号 平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第31、議案第22号平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第22号平成31年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

平成31年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億2,796万5,000円とし、営業収益は4億2,712万6,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億929万円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億8,933万7,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費1億8,712万8,000円、企業債償還金4,934万3,000円、投資有価証券購入費2億円等、支出総額4億3,947万1,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金10万円、企業債3,110万円、投資有価証券償還受入金2億円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億827万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） ただいま上程されました議案第22号平成31年度太子町水道事業会計予算について、詳細説明申し上げます。

まず、予算書1ページをお開きください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しております。これらの内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と18ページ以降の予算内訳明細書に記載しております。後ほど、詳細説明をいたします。

次に、2ページの第5条は、企業債に関する事項でございます、老朽化した配水管の更新事業に当たるものといたしまして、発行限度額を3,110万円と定めております。

第7条は、流用に議決を要する経費といたしまして職員給与費を、第9条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成31年度中の資金の増減を示します予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税額を省くものでございまして、予算どおり執行した場合の期末残高は8,596万5,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページから8ページは給与費明細書でございます。人件費の総額は、前年度比で908万6,000円の減額となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページにつきましては、平成31年度末の資産、負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページは、平成30年度決算見込み額に基づく予定損益計算書でございます。4,962万1,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における8,288万3,000円の利益を加味した結果、3,326万2,000円の経常利益となりまして、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は3,776万2,000円の利益を見込んでおります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

予算内訳明細について御説明申し上げます。

予算額は税込みの表記でございます。10月から税率改正の影響を反映しております。収益的収支は、款1事業収益の総額を5億2,796万5,000円とし、項1営業収益は4億2,712万6,000円を計

上しております。

目 1 給水収益、節 1 水道使用料 3 億9,571万3,000円は、有収水量を前年度比0.57%減の345万2,000立方メートルとして見込んで見積もっております。

次に、19ページをお願いいたします。

支出の部をごらんください。

款 1 事業費用の総額を 5 億929万円とし、項 1 営業費用は 4 億8,933万7,000円でございます。

目 1 原浄水費の節10委託料では、吉福、老原浄水場にある水槽の清掃のほか、運転管理や設備等の保守経費を計上しております。前年度比で473万6,000円減の2,308万8,000円でございます。また、節12修繕費は、稼働後10年以上が経過いたしました老原浄水場の浄水設備等の修理や部品の取りかえ等を重点的に行う経費といたしまして669万2,000円、前年度比では392万8,000円の減となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

目 2 配水費の節 3 委託料では、改築後 5 年を経過した立岡山北配水池の緊急遮断弁や非常用自家発電の点検費用などを計上しております。前年度比で72万8,000円増の515万4,000円でございます。

次に、目 3 給水費の節 4 賃金200万9,000円は、水道メーターの交換作業員 1 名を雇用するものでございます。これまで節 9 委託料で計上していましたメーター交換委託の経費が上昇傾向にあることから、直営での実施に見直すものでございます。

21ページをごらんください。

目 4 の総経費の節 8 貸借給付引当金繰入額は、配置職員の若年化により人件費が減少したことに伴いまして退職給付費引当金の所要額も減ることになりましたので、前年度比489万4,000円減の93万5,000円を計上しております。

目 5 減価償却費 2 億2,820万3,000円は、管路更新事業の進捗や糸井西南地区土地区画整理事業区域内の配水管の受動などによりまして償却資産が増えたことで前年度比524万円の増となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

款 1 資本的収入の総額は 2 億3,120万円としております。項 2 企業債3,110万円は、2 ページの議案第 5 号で説明いたしました老朽管更新事業に係るものでございまして、前年度比8,140万円の減でございます。

項 3 投資有価証券償還受入金につきましては、有価証券の売買による資金運用といたしまして、24ページの款 1 資本的支出、項 3 投資有価証券購入費と同額の 2 億円を計上いたしております。

次に、24ページをお願いいたします。

款 1 資本的支出の総額は、4 億3,947万1,000円であります。

項 1 建設改良費、目 1 水源整備費、節 1 委託料4,400万円は、吉福浄水場の浄水機能を廃止して、老原浄水場へ原水を導入するための設備整備に向けた設計業務経費でございます。

目 2 配水施設改良費、節 1 委託料は、2020年度に実施予定の大津茂川に係る水管強度更新に向けた設計業務経費、節 2 工事請負費では下出地区から鼓ヶ原地区間の配水管工事費として過年度に竣工いたしました工事箇所の舗装の本復旧工事費を計上いたしております。

目 3 固定資産購入費は、浄水場から配水池への送水ポンプや公用自動車の更新並びにシステム関係経費を計上しております。

最後に、項 2 企業債償還金には、既発債にかかわる償還元金として4,934万3,000円を計上して

おります。なお、企業債の現在高につきましては25ページの調書のとおりでございまして、今後の発行、償還見込み額を反映した結果、平成31年度末時点で8億767万1,000円となる見込みでございます。

以上で説明は終わります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第32 議案第23号 平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（森田眞一） 次に、日程第32、議案第23号平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第23号平成31年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成31年度下水道事業会計におきます第3条の収益的収入は12億6,093万2,000円とし、営業収益は5億2,806万3,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については12億6,112万6,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は10億3,739万9,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費1億3,466万7,000円、企業債償還金9億6,884万1,000円等、支出総額11億450万8,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金700万円、他会計出資金4億1,178万8,000円、補助金1,230万円、企業債2億680万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,661万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） ただいま上程されました議案第23号平成31年度太子町下水道事業会計予算について、詳細説明を申し上げます。

予算書1ページの第3条及び第4条をごらんください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を款項ごとに表記しております。これらの内容につきましては4ページ及び5ページの予算実施計画と20ページ以降の予算内訳明細書に記載しております。詳細につきましては、後ほど説明申し上げます。

第5条では、債務負担行為としまして、平成31年度以降の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について期間及び限度額を設定しております。

第6条では、企業債に関する事項を定めております。内訳は公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債でございまして、限度額は合わせて2億680万円でございます。

第8条では流用に議決を要する経費といたしまして職員給与費3,309万円、第9条では一般会計からの補助金3億4,945万6,000円、第10条ではたな卸資産の購入限度額を300万円と定めております。

6ページをごらんください。

平成31年度中の資金の増減を示します予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消

費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高については1億1,484万6,000円減少する見込みでございます。

次に、7ページから9ページの給与費明細書につきましては職員人件費の内訳でございます。前年度比で2,474万5,000円の減額となっております。

次に、10ページでは、債務負担行為に関する調書でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業にかかわる償還負担金と建設負担金を設定しております。

次に、11ページ、12ページにつきましては、平成31年度末の資産負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございまして、13ページ、14ページの注記表につきましては予算に関する説明事項を列挙したものでございます。

次に、15ページにつきましては、平成30年度決算見込み額に基づきます予定損益計算書でございます。5億1,160万4,000円の営業損失に対しまして、営業外収入における4億4,880万3,000円の利益を加味した結果、6,280万1,000円の経常損失となり、特別利益、特別損失を加えた当年の純損益は8,214万3,000円の損失と見込んでおります。

次に、20ページの予算内訳書について御説明申し上げます。

キャッシュ・フロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜き表記でございますが、予算額につきましては税込みの表記でございます。10月からの税率改正の影響を反映しております。

まず、収益的収入では、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億1,305万4,000円、有収水量は333万5,000立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場使用料については806万6,000円、有収水量は3万2,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金356万5,000円は、雨水処理時に対する利払い等の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目2他会計負担金、節1一般会計負担金1億6,388万4,000円については、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰り出し基準に基づき繰り入れるものでございます。

また、目3他会計補助金、節1一般会計補助金は、污水处理関連の減価償却費などにかかわる補助金3億4,945万6,000円でございます。

次に、21ページの支出の部をお願いいたします。

まず、目1管渠費、節9委託料933万5,000円につきましては、下水道施設の機能維持を図るための点検清掃費用といたしまして下水道管洗浄等委託料やマンホールポンプの点検監視委託料でございます。

次に、目2処理場費、節6委託料5,184万1,000円は、前処理場運転管理業務委託料、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託料が主な内容でございます。

次に、目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費といたしまして、前処理場で発生した生汚泥の焼却費用に合わせて2億8,651万9,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

次に、目5減価償却費6億1,014万6,000円は、公共ますの設置、下水道受益者負担金システムの更新、開発行為に係る管渠の受動などにより償却資産が増加したことによりまして、前年度比887万2,000円の増となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

資本的収入の部をごらんください。

款 1 資本的収入、項 2 他会計出資金、目 1 他会計出資金、節 1 一般会計出資金 4 億 1,178 万 8,000 円は、地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計の負担額であります。

項 3 補助金、目 1 国庫補助金、節 1 国庫補助金 1,230 万円は、雨水 1・4 号幹線実施設計委託料に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、25 ページの支出の部をごらんください。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 施設整備費、節 1 委託料 3,551 万 9,000 円は、雨水幹線整備事業にかかわる実施設計業務委託等、5 年ごとに行います下水道計画の見直し作業にかかわる太子町公共下水道事業認可変更の業務委託でございます。

最後に、項 2 企業債償還金として、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて 9 億 6,884 万 1,000 円を計上しております。

なお、企業債の現在高につきましては 26 ページの調書のとおり、平成 31 年度末の時点で 7 億 6,204 万円減少しまして 102 億 9,712 万 1,000 円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 3 3 議案第 2 4 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

○議長（森田眞一） 続きまして、日程第 33、議案第 24 号兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 24 号兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について、説明を申し上げます。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合は兵庫県下の 20 の市町で構成されていますが、「篠山市」から平成 31 年 5 月 1 日付で「丹波篠山市」への名称変更届の提出があったため、本規約を変更するものです。施行日につきましては、平成 31 年 5 月 1 日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第 3 4 議案第 2 5 号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（森田眞一） 引き続き、日程第 34、議案第 25 号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第 25 号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について、説明を申し上げます。

兵庫県市町村職員退職手当組合は兵庫県下の市町及び事務組合等で構成されていますが、「篠山市」から平成 31 年 5 月 1 日付で「丹波篠山市」への名称変更届の提出があったため、本規約を変更するものです。施行日につきましては、平成 31 年 5 月 1 日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

2月26日から3月3日まで議案調査等のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 異議なしと認めます。したがって、2月26日から3月3日まで本会議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後3時55分）